

# 野々市市排水設備工事実務指針

平成28年4月改訂版

野々市市産業建設部上下水道課

# 目 次

<b>第1章 総則</b>	1
1. 目的	1
2. 工事の設計、監督その他の技術的事項と責任技術者	1
3. 工事の完了検査と責任技術者の立ち会い	1
4. 汚水と雨水の分離	1
<b>第2章 設計基準</b>	3
1. 設計一般	3
2. 設計図	3
3. 排水管の設計基準	8
4. ますの設計基準	10
5. その他のます	11
6. トラップ	17
7. 床下集合配管システム	19
8. ごみ除去装置（スクリーン、ストレーナー）	19
9. 阻集器	19
10. 通気管	23
11. 公共ますとの接続	25
12. ディスポーザ	25
13. 機械器具ドレン管排水	26
14. 雨水排水	26
<b>第3章 除害施設等</b>	27
1. 水質規制と除害施設等の設置	27
2. 水質基準	27
3. 特定施設・除害施設の設置等に関する届出と提出期限	30
4. 事前調査	31
5. 排水系統	31
6. 除害施設の構造等	31
7. 規制項目の処理方法	32
8. グリース阻集器の選定と管理	34
9. 特定施設の届出に関する各種様式	43
<b>第4章 排水設備の施工要領</b>	54
1. 施工一般	54
2. 排水管	54
3. ます	56
4. 浄化槽の処理	58

<b>第5章 排水設備の検査</b>	59
1. 工事の完了	59
2. 提出書類	59
3. 検査の準備	59
4. 検査一般	60
5. 検査要領	60
6. 工事の是正	60
<b>第6章 下水道関係法規の解説</b>	61
1. 下水道関係用語	61
2. 排水設備	62
3. 除害施設	63
4. 水洗便所	63
5. 供用開始の公示	63
6. 排水設備等計画確認の手続き	64
7. 排水設備等の工事の実施	64
8. 下水道使用料	64
9. 罰則	64
<b>その他</b>	65
1. 排水設備工事フローチャート	65
2. 水洗便所等の改造資金融資斡旋及び利子補給制度	66
3. 融資斡旋・利子補給金支払までの手続きフローチャート	67
4. 排水設備工事指定工事店の指定に関する手続きフローチャート	68
5. 排水設備工事指定工事店の指定内容の変更に必要な書類	70

## 参考

1. 野々市市公共下水道条例
2. 野々市市公共下水道条例施行規程
3. 野々市市公共下水道事業受益者負担金条例
4. 野々市市公共下水道事業受益者負担金条例施行規程
5. 野々市市下水道排水設備工事指定工事店の指定等に関する規程
6. 野々市市水洗便所等改造資金融資斡旋及び利子補給金交付規程
7. 関係法令等抜粋（参考条文）
  - 1) 下水道法（第9条、第10条、第11条、第11条の2、第11条の3、第12条、第12条の2、第12条の11、第13条、第18条、第24条）
  - 2) 下水道法施行令（第8条）
  - 3) 建築基準法（第19条、第31条）
  - 4) 建築基準法施行（第129条の2の5）
  - 5) 道路法（第32条、第36条）
  - 6) 道路交通法（第77条）
8. 下水道排水設備指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）
9. 事業場排水指導指針（公益社団法人日本下水道協会）

# 第1章 総 則

## 1. 目的

この指針は、公共下水道の使用において、適正な排水設備工事を施工するために定めるものである。

## 2. 工事の設計、監督その他の技術的事項と責任技術者

本市では、排水設備工事について排水設備の工事に関して技能を有する者（責任技術者）が専属する業者として市長が指定したもの（指定工事店）でなければ行ってはならないと定め、同時に工事の設計、監督その他の技術的事項は、その指定工事店に専属している責任技術者があたることを義務づけている。責任技術者は、排水設備の良否が公共下水道に重要な影響を与えることを十分自覚し、排水設備工事の設計、監督を行うと共に、技術的な事項については、関係法令及び条例等に規定されている構造の技術基準に従って行わなければならない。

## 3. 工事の完了検査と責任技術者の立ち会い

排水設備の新設等を行った者は、その工事が完了したときは、工事完了から5日以内に排水設備工事完了届を提出し、検査を受けなければならないこととなっており、この完了検査にはその責任技術者が立ち会わなければならない。

## 4. 汚水と雨水の分離

本市の下水道は分流式である。分流式は、汚水と雨水を完全に分離し、汚水は公共下水道の管渠へ、雨水は在来の側溝等に排除しなければならない。

### (1) 汚水として排除するもの

- ① 水洗便所からの排水
- ② 台所、風呂場、洗面所、洗濯場からの排水
- ③ 屋外洗場等からの排水（周囲からの雨水の混入がないもの）
- ④ 冷却水
- ⑤ プール排水（屋内施設で雨水の混入がないもの）
- ⑥ 地下構造物からの湧水
- ⑦ 工事、事業場の生産活動により生じた排水
- ⑧ その他雨水以外の排水

(2) 雨水として排除するもの

- ① 雨水
- ② 地下水（地表に流れ出てくる湧水）
- ③ 雪解け水
- ④ 消雪水
- ⑤ その他の自然水

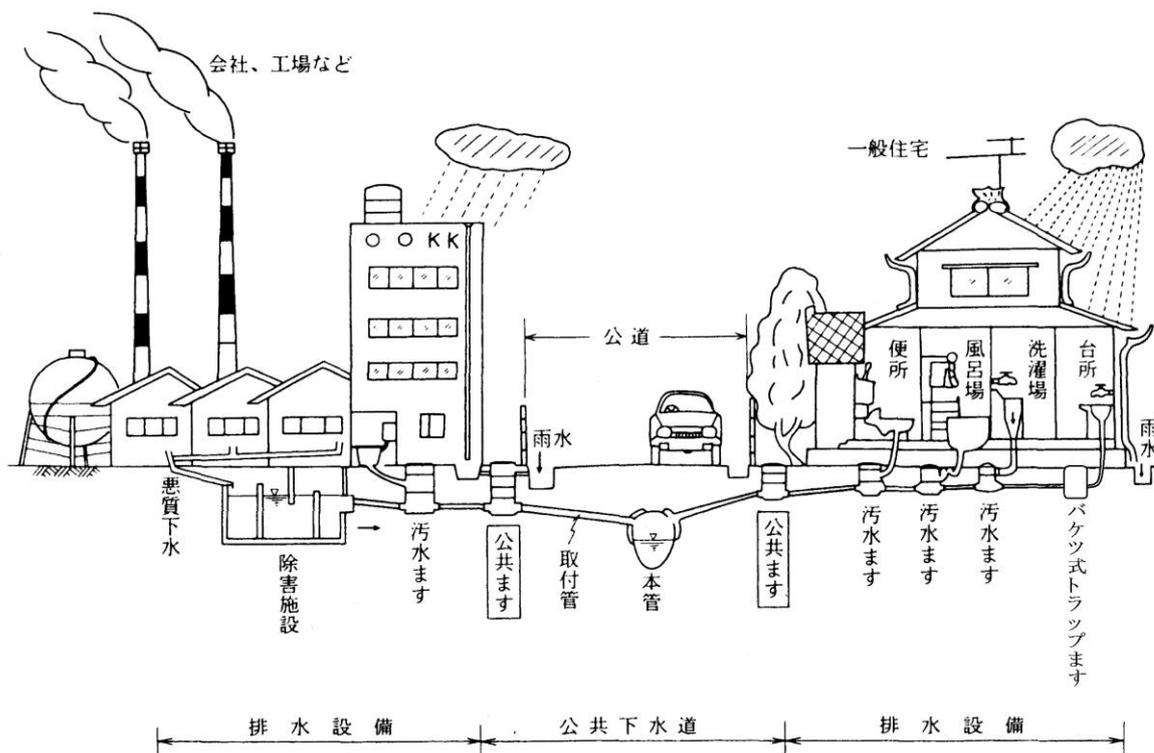


図1-1 排水設備の例（分流式）

## 第2章 設計基準

### 1. 設計一般

排水設備の設計に当たっては、次の事項に留意すること。

- ① 排水設備の設計に当たっては、関係法令及び条例等に定められている技術上の基準に従い、耐震性、施工性、維持管理及び経済性を十分に考慮し、適切な排水機能を備えた設備とすること。
- ② 設計に際しては、下水道担当課に備え付けの管理図等を閲覧し、必要事項の照合確認をすること。
- ③ 現地調査にあたっては、公共ます及び排水設備の有無等を調べ、それらの形状の適否、使用の可否等を確認すること。
- ④ 他人の土地や排水設備を使用する場合は、下水道法第11条「排水に関する受忍義務等」の主旨に基づき、円満な解決を関係権利者間において図ること。

### 2. 設計図

設計図は、位置図、平面図、縦断面図、その他施工に必要な構造物詳細図等の図面で構成する。

#### (1) 図面の種類

##### ① 位置図

位置図は施工箇所、目標となる付近の建物、町名等を記入し、北（方位）を上方にして作成する。

##### ② 平面図

平面図の縮尺は1/200以上（一般的には1/100）を標準とする。団地、ビル、工場等のように広大な敷地を有するものについては、必要に応じてこれ以下としてもよい。現地調査に基づき隣地境界、公私境界、公共ます、既存の排水設備、建物の間取り（便所、台所、浴場、玄関等）、排水本管（管径、管種、勾配、延長）、排水枝管（管径、管種、延長）、ます（ます番号、内径又は内のり、深さ、ます種別）、掃除口、上層階からの排水がある場合はその位置、支障となる地下埋設物等を記入して作成する。

##### ③ 縦断面図

縦断面図の縮尺は原則として、縦1/30、横1/300とする。下段には管径、管種、勾配及び単距離を記入し、中段にはます深さ、管底高及び地盤高を計算して記入する。また、上段の旗書きには、ます番号、ますの内径又は内のり、深さ、ます種別を記入して作成する。

##### ④ 構造詳細図

グリース阻集器、オイル阻集器、排水槽、その他の排水設備で特殊構造がある場合は、その構造図を作成する。また、各阻集器について容量算出根拠も作成する。

(2) 設計図に記入する記号

設計図に記入する記号は表2-1のとおりとする。

表2-1 設計図の記号

名称	記号	備考	名称	記号	備考
大便器		トラップ付	ドロップます		丸ます
小便器		トラップ付	(雨水)		角ます
浴場			硬質塩化	VP	一般管
流し類			ビニル管	VU	薄肉管
洗濯機		床排水、浴場に排水し てあるものは除く	硬質塩化 ビニル 卵形管	EVP	
手洗器、洗面器			鉛管	LP	
床排水口			浄化槽		現場の形状に合 わせた大きさ、形
器具トラップ					
掃除口			公共汚水ます		
露出掃除口			公共雨水ます		
阻集器			側溝(道路)		
排水管			大口径トラップます		
通気管			小口径トラップます		UT、UTK
立管					UTW
排水溝(宅地内)			雨どい		緑色
汚水ます		丸ます	境界線		黒又は青
		角ます	建物外壁		同上
ドロップます (汚水)		丸ます	建物間仕切り		同上
		角ます	新設管 (合流管又は汚水管)		赤色
3cm段差付小口径ます		3cm段差	雨水管		緑色
雨水ます		丸ます	撤去管		黒色
		角ます	既設又は従来管		赤…合流管又は汚水管 緑…雨水管
			量水器		上水道、控除用等
床下集合 配管部			ディスプレイ(排水処理システム型)		

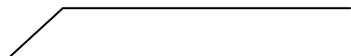
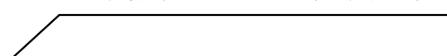
注) 既設のます等は破線で表示する。

(3) 設計図の記入方法

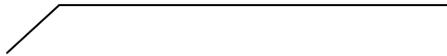
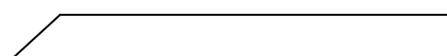
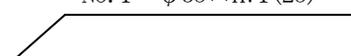
平面図及び縦断面図の記入方法は表 2-2 を参考とする。

表 2-2 平面図及び縦断面図の記入方法の例

① 平面図

名 称	記 入 内 容	記 入 例
排水管	管径・管種・勾配・延長 	100 VU 2/100 5.6 
汚水ます	ます番号・内径・深 (ます種別) 	No. 1 φ 15×H46 (43) <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">⎵</span> 90L 45YS DR
トラップます (バケツ式等)	ます番号・内径・深 (水深) 	No. 1 φ 35×H71 (25) 

② 縦断面図

名 称	記 入 内 容	記 入 例
汚水ます	ます番号・内径・深 (ます種別) 	No. 1 φ 15×H46 (43) <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">⎵</span> 90L 45YS DR
トラップます (バケツ式等)	ます番号・内径・深 (水深) 	No. 1 φ 35×H71 (25) 

(4) 設計図の記載数値

設計図の記入数値の単位及び端数の処理は表2-3のとおりとする。

表2-3 設計図の記載数値

種 別	単位	記入数値	記載例	備 考
管 路 延 長	m	小数点以下2位まで	7.85	単距離、枝管延長
マンホール・ます・掃除口の寸法	cm	単 位 止 め	45	
管 径 (呼 び 径)	mm	単 位 止 め	150	
管 の 勾 配		小数点以下1位まで	1.5/100	
マンホール・ます・掃除口の深さ	cm	単 位 止 め	53	
地 盤 高	m	小数点以下2位まで	9.32	

- 注) 1 記入数値の直近下位の端数を四捨五入する。  
 2 管路延長は、小数点以下2位を0か5にまるめる。

(5) 排水設備工事設計図作成例

屋外排水設備工事の設計図の作成例を図2-1、2-2に示す。

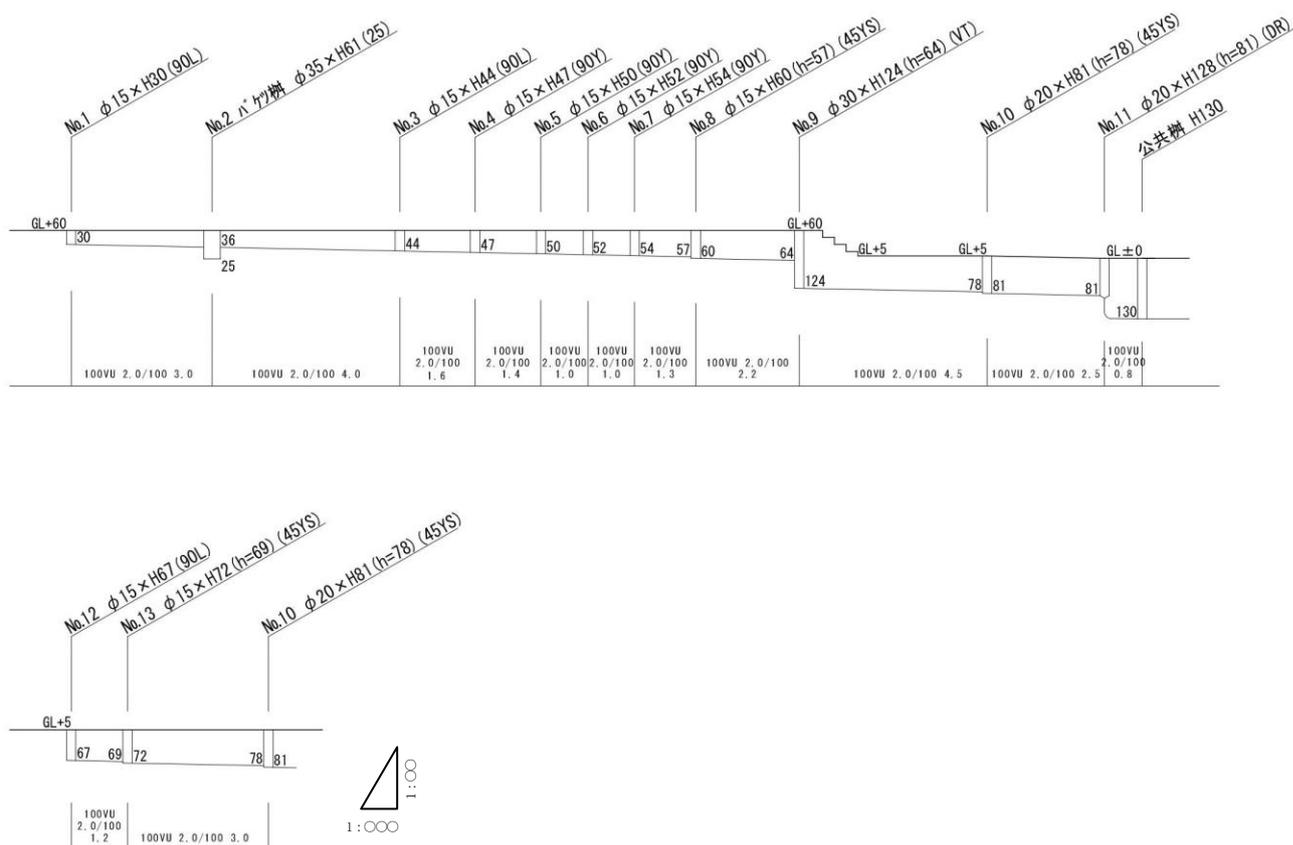


図2-1 縦断面図作成例

縮尺 1/〇〇〇

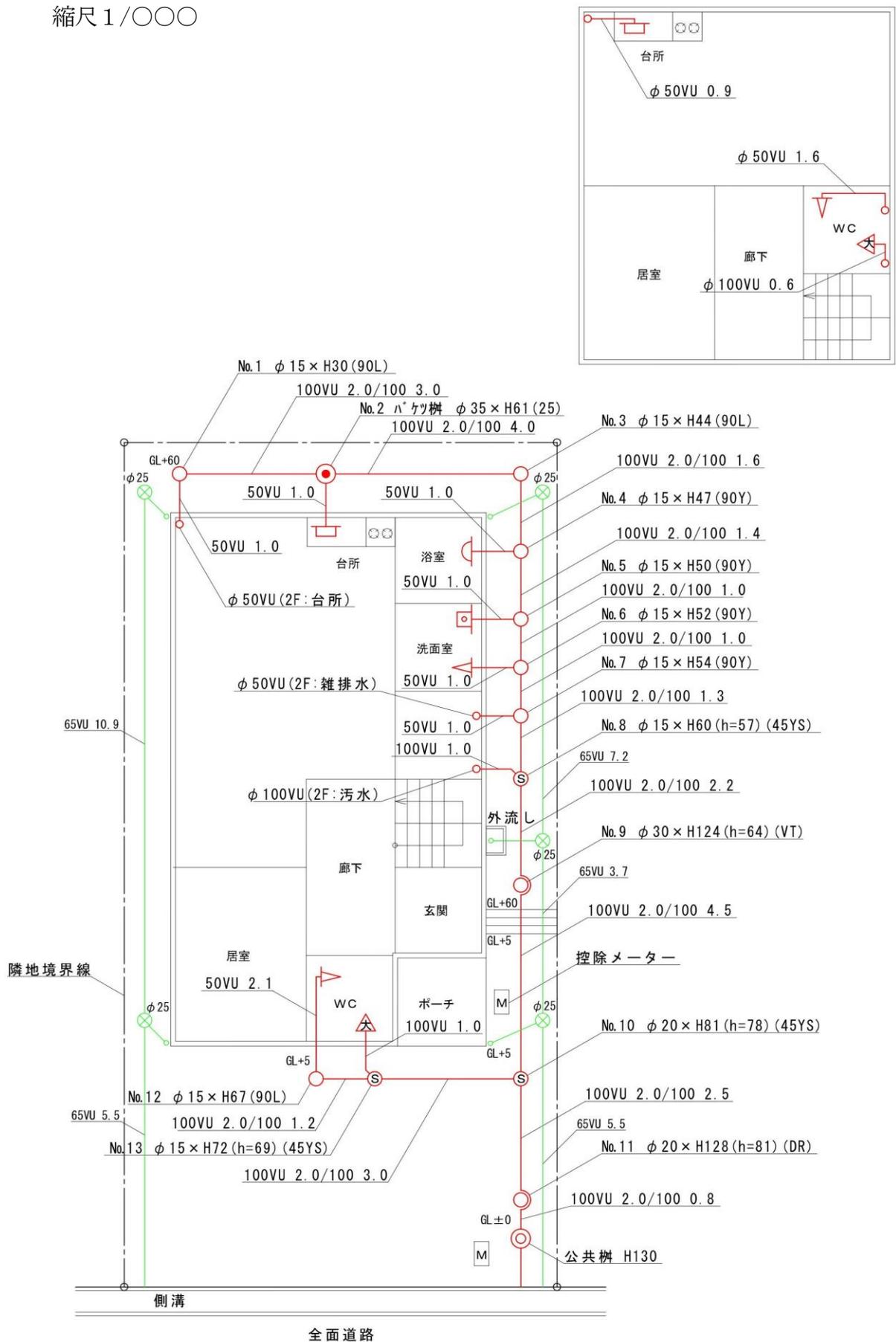


図 2 - 2 平面図作成例 (分流式)

### 3. 排水管の設計基準

排水管は、次の事項に留意し、設計すること。

#### (1) 排水管の内径及び勾配

排水管は、敷地内の下水が円滑に排水できるように配管計画を定めなければならない。

##### ① 汚水管の内径・勾配

ア 汚水を排除する排水管の管径及び勾配は、特別な場合を除き表2-4により決定する。

イ 大便器の排水を受ける排水管の最小管径は100mmとする。

ウ 表2-4によるほか、工場、事業場排水がある場合は、流量に応じて管径及び勾配を定める。

エ その他の場合

排水人口及び敷地の形状・起伏等の関係で前記の表2-4による管径・勾配を用いる事ができない場合は、所要の流速・流量が得られる管径・勾配を選定する。

表2-4 排水管の内径及び勾配

排水人口 (単位:人)	排水管の内径 (単位:mm)	勾配
150 未満	100 以上	$\frac{20}{1000}$ 以上
150 以上 300 未満	125 "	$\frac{17}{1000}$ "
300 " 500 "	150 "	$\frac{15}{1000}$ "
500 "	200 "	$\frac{12}{1000}$ "

注) 1 一部の汚水を排除するための排水管で、延長3m以下のものは、内径75mm以上とすることができる。  
(勾配30/1000以上)

2 排水管の最大勾配は100/1000以上としてはならない。

##### ② 管内流速

管内流速は、管内の掃流性を考慮して0.6~1.5m/秒の範囲とすることが好ましい。ただし、やむを得ない場合は、最大流速を3.0m/秒とすることができる。

#### (2) 配管材料

使用材料は、水質、敷設場所の状況、荷重、工事費、維持管理等を考慮して定める。

① 排水管の材料はすべて日本工業規格 (JIS) 又は、これに準ずるものを使用しなければならない。

② 硬質塩化ビニル管は薄肉管 (JISK6741 VU管) を使用する。ただし、振動・荷重等を考慮し、必要のある場合は、一般管 (JISK6741 VP管) 等のそれに耐え得る管種を選定する。

- ③ 上記ビニル管に使用する継手は、VU管にはVU継手（AS38）、VP管にはDV継手（JISK6739）とする。

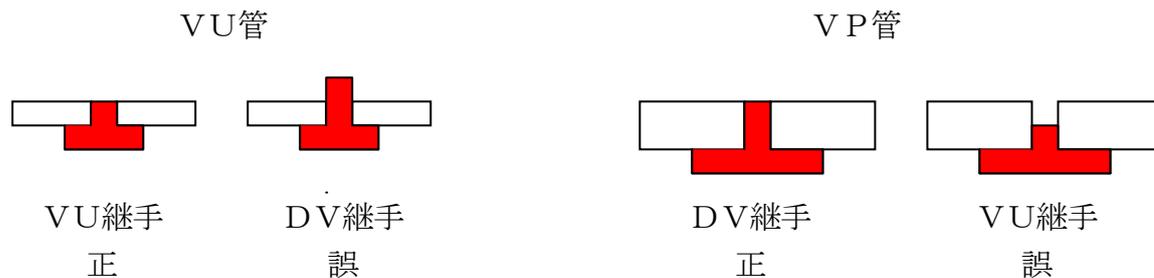


図2-3 配管の継手

表2-5 塩ビ管の肉厚

(単位：mm)

管種 \ 呼び径	50	65	75	100	125	150
VU管	2.0	2.5	3.0	3.5	4.5	5.5
VP管	4.5	4.5	5.9	7.1	7.5	9.6

(3) 排水管の土かぶり

排水管の土かぶりは表2-6を標準としなければならない。

表2-6 排水管の土かぶり

施工箇所	土かぶり深
宅地内（建築物の敷地内）	20 cm 以上
私道	45 cm 以上

(4) 排水管設計上の注意事項

排水管の設計では、次の事項に注意すること。

- ① 増設、改築などの将来計画をも考慮し、後日設置換えを生じないように十分検討し管径、勾配及びますの種類を選ぶこと。
- ② 配管位置は最短距離をとることとするが、空地・床下等便宜的な縦横断はしないこと。
- ③ トラップの付いていない器具がある場合は、臭気の室内侵入防止のためトラップを付けること。
- ④ 排水管は、原則として露出配管としてはならない。やむを得ず露出配管とする場合はVP管を使用し、必要に応じて保護工を施すこと。

#### 4. ますの設計基準

ますの配置、材質、大きさ、構造等は、次のとおりとする。

##### (1) ますの設置箇所

ますは原則として次の箇所に設置する。

- ① 排水管の起点、終点、合流点、屈曲点（ますに近接している22.5度以下の屈曲点は除く）
- ② 管種の変化点、管径の変化点、勾配の変化点
- ③ 直線部においては、管径の120倍を超えない範囲において排水管の維持管理上適切な箇所（表2-7）
- ④ 新設管と既設管の接続箇所で流水や維持管理に支障をきたすおそれのある場所

表2-7 内径によるますの間隔

内 径 (mm)	100	125	150	200
最大間隔 (m)	12	15	18	24

##### (2) ますの材質

ますは、硬質塩化ビニール製（JAWAS K-7）、ポリプロピレン製（JSWAS K-8）、コンクリート製等の耐水材料で造り、堅固で耐久力を有する構造とする。

##### (3) ますの大きさと深さ

ますの形は、一般内径又は内法15cm以上の円形または角形であるが、その大きさは接続管の内径と埋設深度に応じ、検査及び掃除に支障のない大きさが必要である。

また、小口径ますを使用する場合は、表2-8を標準とし、表にない深さについてはその都度下水道担当課と協議すること。

表2-8 ますの深さ及び内径又は内のり

内径又は内のり (cm)	深さ (cm)
15	80以下
20	120以下
30	200以下
マンホール等（要協議）	上記以外

注) 1 深さは、地表面から下流側の管底までとする。

2 マンホール等の種類について、下水道担当課と協議すること。

##### (4) ますの蓋

ますの蓋は、鋳鉄製、コンクリート製（鉄筋）、プラスチック製等のもので堅固なものを使用する。汚水ますは、臭気防止のため密閉することができる蓋とし、雨水の侵入を防止する構造とする。駐車場等で車両通行等大きな荷重が働く場所で使用する場合は、荷重に応じた鋳鉄製等の防護蓋を使用すること。

## (5) ますの底部

ますの底部には、接続管径に応じた半円状のインバートを設け、汚水が円滑に流れるようにすること。

また、小口径ますを使用する場合は、表2-8に規定するますの口径の他、次の構造を有するものとする。

- ① ます底部には、インバート部が一体形成されていること。
- ② インバート部には、表2-4に規定する最小勾配が設けられていること。
- ③ 排水管及びます本体と接着・接合できる構造であること。
- ④ ます受口下部は排水管の点検・維持管理が容易にできる曲線構造であること。
- ⑤ トイレ（大便器）からの排水は、45度合流を基本とし、排水管径が100mmの場合は、「下流側3cm段差付45度合流インバート」を設置すること（図2-4）。

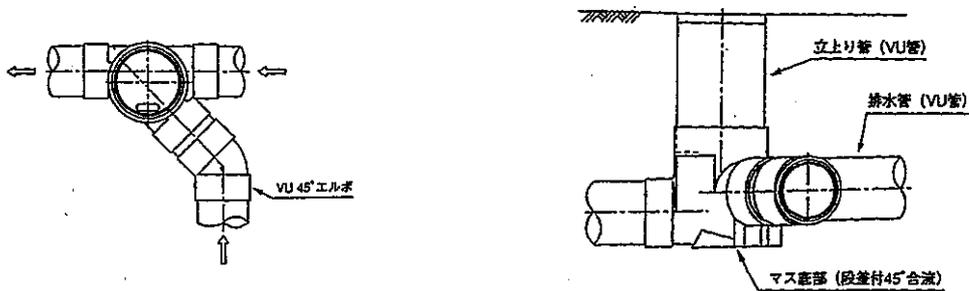


図2-4 トイレ（大便器）からの排水が合流するますの例

## 5. その他のます

### (1) ドロップます、底部有孔ます

- ① 上流・下流の排水管の落差が大きい場合は、ドロップます又は底部有孔ますを使用すること。

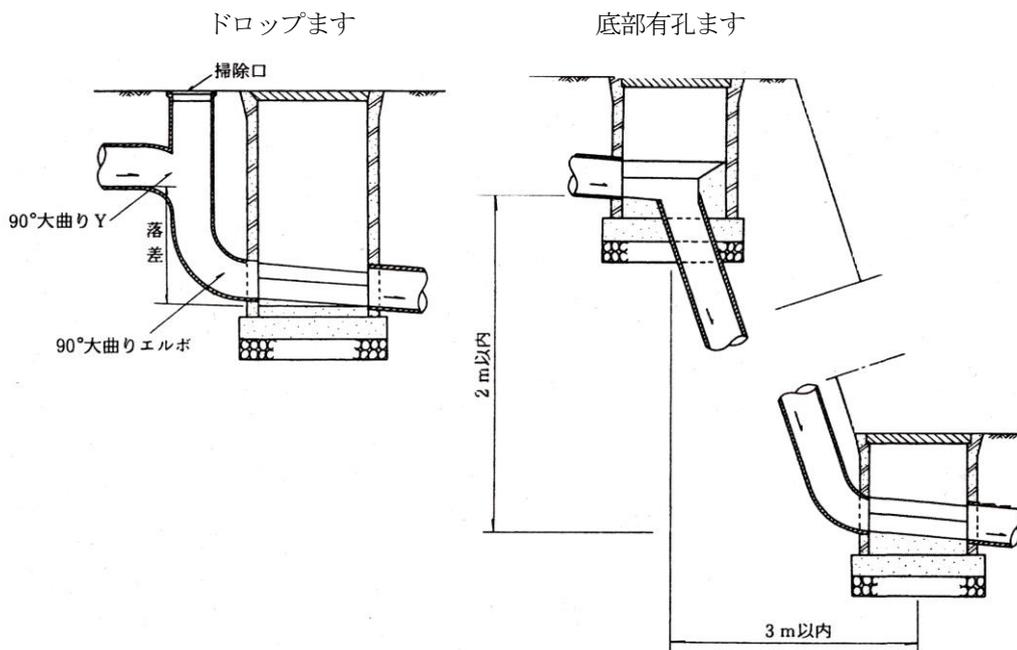


図2-5 ドロップます・底部有孔ますの例

② 小口径のドロップますは、排水管路に32cm以上（100mm管の場合）の落差がある場合に使用する。ドロップますに接合する曲がり、大曲リエルボ（LL）とする。

排水管路の落差が32cm未満等でドロップますを使用できない場合は、落差調整ます（VT）を使用する。

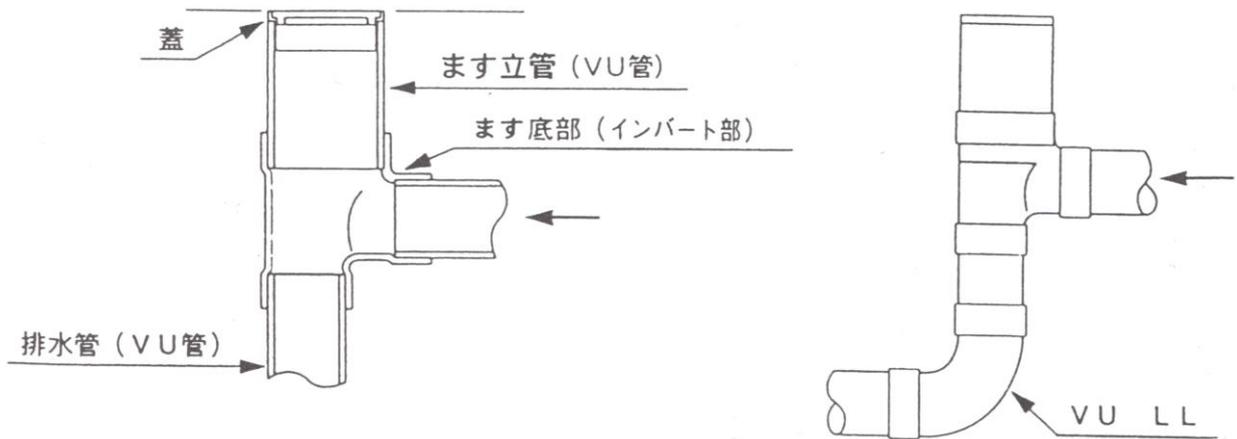


図2-6 小口径ドロップますの例

## (2) トラップます

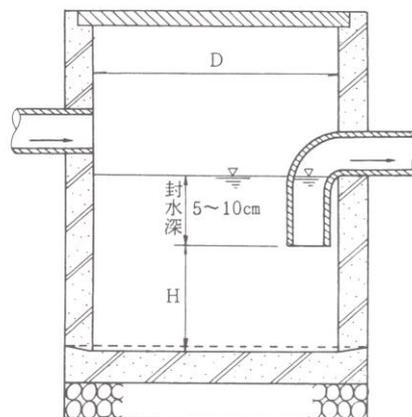
トラップますは、維持管理を十分行わないと、ます内に沈殿物が堆積して臭気が発生する恐れがあるので、設置後は利用者に対し適切な維持管理を行うよう説明すること。

### ① トラップますの構造

ア トラップの封水深は5cm以上10cm以下とする。

イ ますの大きさは汚水ますに準じてよいが、トラップ及びますの清掃を考慮し決定するものとする。また、トラップは硬質塩化ビニル製等の堅固なものとし、肉厚は管類の規格に適合するものとする。

ウ トラップを有する排水管の管路延長は、排水管の管径の60倍を超えてはならない。ただし、排水管の清掃に支障のないときはこの限りではない。



注1) 内径又は内のり(D)は30cm以上とする。

2) 泥だめ(H)は15cm以上とする。

3) 曲管は固着せず取り外しが可能なものとする。

図2-7 トラップますの例（1 L形）

② トラップますの設置の注意事項

- ア 二重トラップとしてはならない。(器具トラップを有する排水管にはトラップますのトラップ部に接続しない)
- イ 便所からの排水管は、トラップます (Uトラップ) に接続してはならない。

③ 小口径トラップますの構造

- ア 小口径ますの規定による構造を有すること。
- イ 小口径トラップますのます底部 (インバート部) には、Uトラップが連結され、ます内部よりUトラップの点検・清掃ができる構造であること。
- ウ 小口径トラップますに用いるUトラップの口径は排水管と同一とし (75mm以上)、封水深さは5cm以上10cm以下とする。

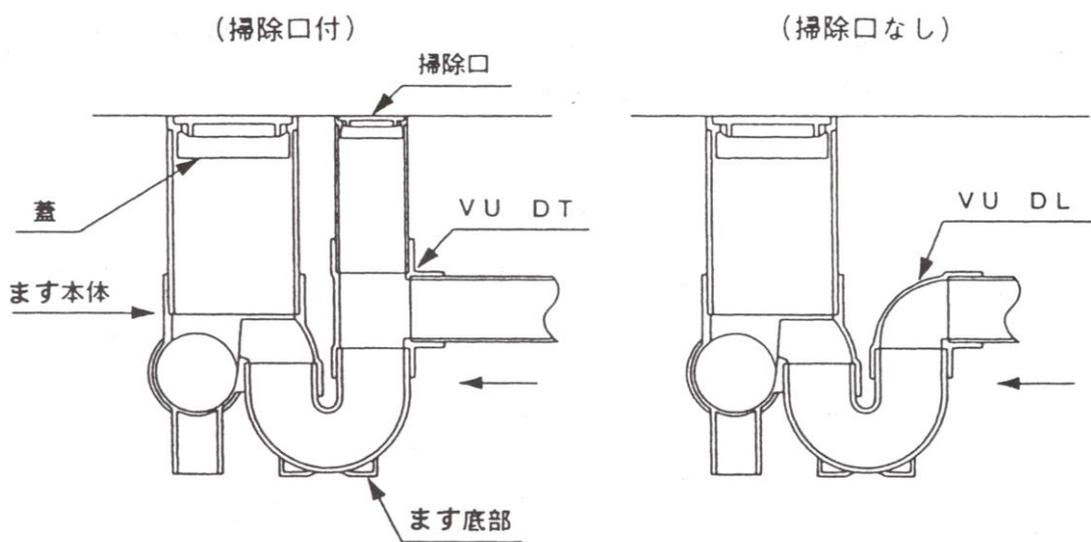
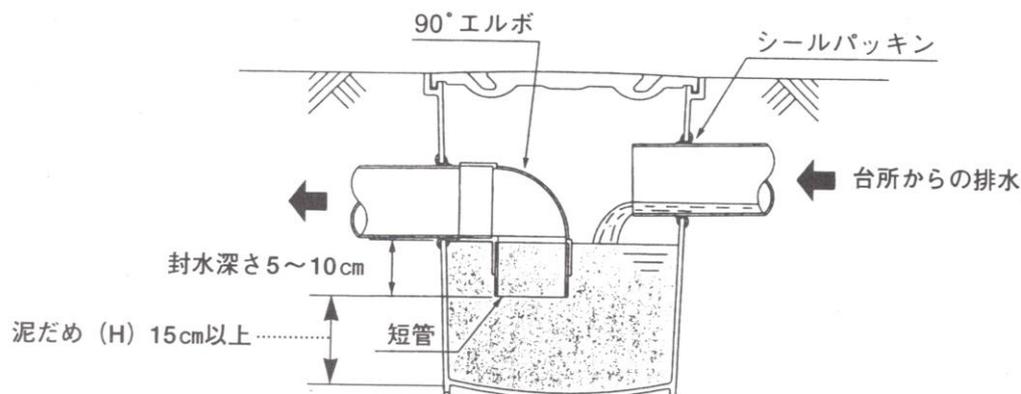


図2-8 小口径トラップます

④ バケツ式トラップます

ア 一般家庭や事務所等の台所からの排水には、必ずバケツ式トラップますを設置すること。



- 注) 1 内径又は内のは、30cm以上とする。  
 2 泥だめ(H)は、15cm以上とする。  
 3 曲管(90°エルボ)は、固着せず取り外しが可能なものとする。  
 4 曲管部分が深くなる場合は、維持管理のためチーズ(蓋付き)を設置すること。

図2-9 バケツ式トラップますの例

イ バケツ式トラップますの大きさは、表2-9のとおりとする。

表2-9 バケツ式トラップますの内径又は内のはり

台所の数	処理区分	内径又は内のはり (cm)	ます内の水深(cm)
1箇所	台所排水のみ処理する場合	30	20
	台所排水及び浴室排水等を合流し処理する場合	35	25
2箇所以上	台所排水のみ処理する場合	35	25
	台所排水及び浴室排水等を合流し処理する場合	40	25

- 注) 1 台所の数は、1つのバケツ式トラップますに対して流入する数を示している。  
 2 既設のますを使用する場合は、封水深5~10cm及び泥だめ15cmを確保するものとする。  
 3 アパート等のバケツ式トラップますについては、原則1戸につき1箇所の設置とする。ただし、施工上やむを得ない場合は、2~3戸程度に1箇所とすること。  
 4 高層マンションについては、グリーストラップを設置すること。ただし、技術的に不可能な場合は、その限りではない。

ウ バケツ式トラップますの管理を怠ると、効果が得られないため、施工後は施主等に対して維持管理上の指導を行うこと。

⑤ 集合トラップ

各排水設備器具毎に小口径トラップますを設置する方法の他、1箇所の小口径トラップますで複数の排水器具の防臭を行うことができる。

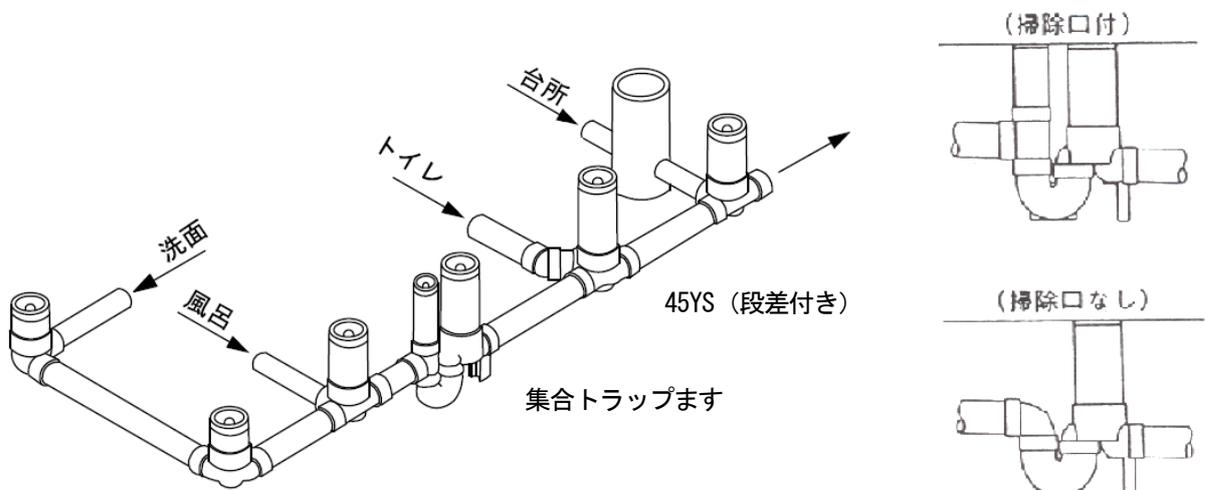


図2-10 起点トラップ使用例

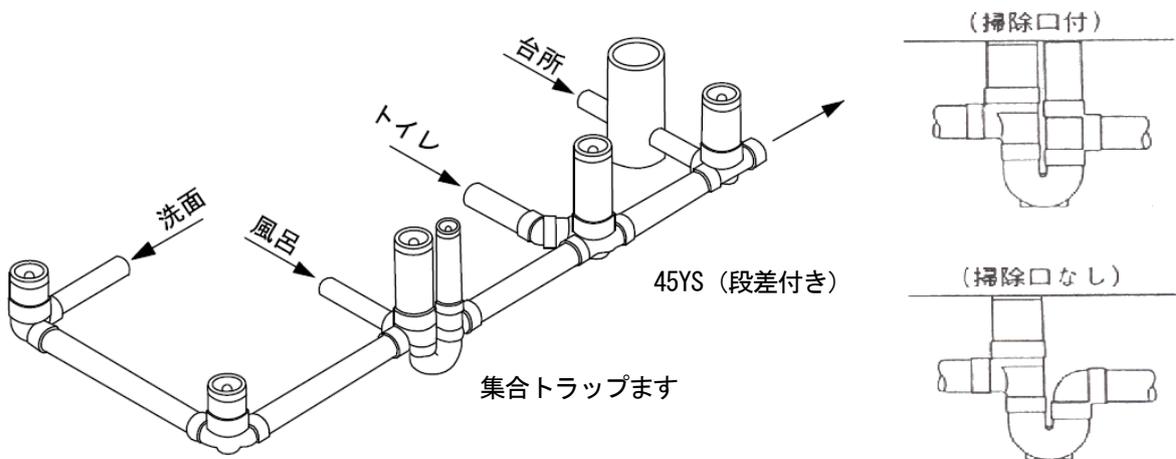


図2-11 ドロップインバート使用例

### (3) 掃除口

排水管の点検清掃のために、会合点や屈曲点にますを設置するのが原則であるが、敷地と建物との関係でますを設置することができない場合は、ますに代えて掃除口を設ける。

#### ① 設置の留意点

- ア 掃除口は清掃用具が無理なく十分効果的に使用できる形と大きさとする。
- イ 設置する場所によっては重量物による破損又は、清掃時の損傷が考えられるのでコンクリートで適切な防護及び補強を講じる必要がある。(図2-12)

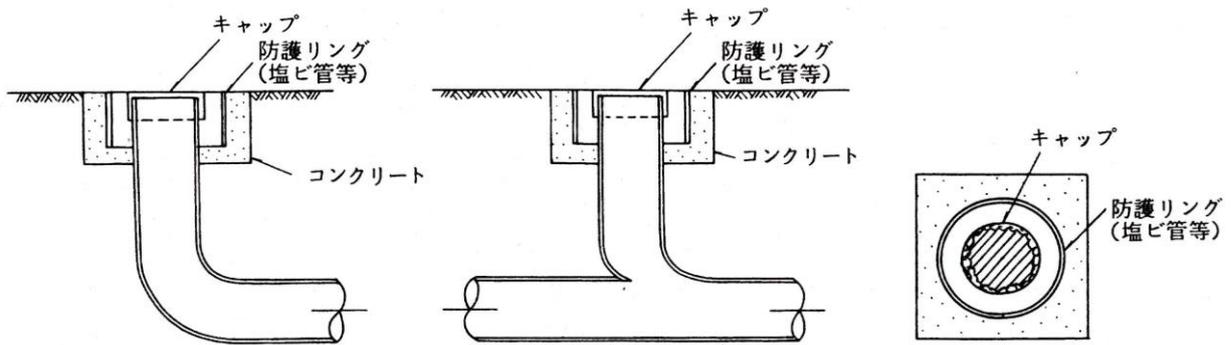


図2-12 掃除口の防護の例

- ウ ふたは堅固で開閉が容易で、臭気の漏れない構造をした密閉式のものとする。
- エ 掃除口は使用する頻度が少ないため、所在を忘れがちとなるので見やすい位置を選ぶ。

#### ② 設置の基準

掃除口は排水管の流れと反対方向又は直角方向に開口するように45° Y、直管及び45° エルボを組み合わせ、垂直に対して45° の角度で管頂より立ち上げる。

直角の部分の短くして斜めの部分をできるだけ長くする。(図2-13、図2-14) 掃除口の口径は排水管の管径と同一の口径とする。

(ますが設置できない場合)

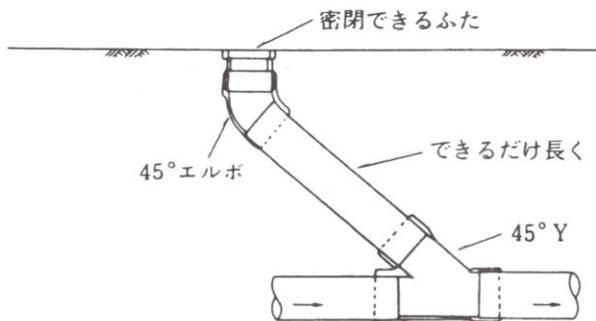


図2-13 掃除口の例

(器具トラップ又はトラップますが設置できない場合)

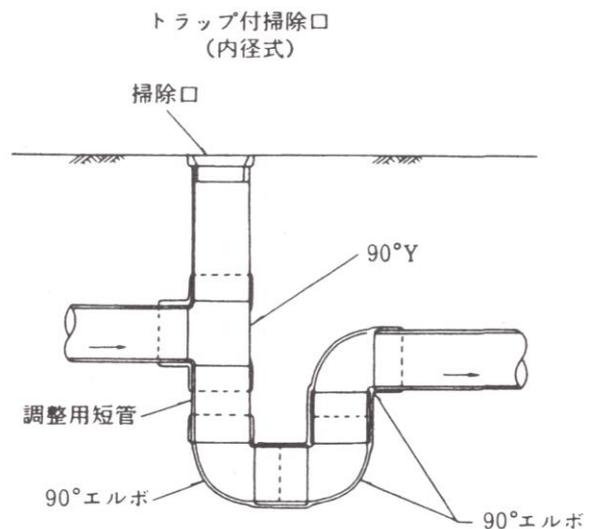


図2-14 トラップ付き掃除口の例

## 6. トラップ

トラップとは、排水管と衛生器具又は排水口との連結部に取り付け、封水により下水管内からの腐食性ガス等の屋内侵入を阻止する目的のものである。

### (1) トラップの必要条件

- ① 排水管内の臭気及び害虫等の移動を有効に防止できる構造であること。
- ② 適当な深さ（50～100mm）の封水をもっていること。
- ③ 構造は簡単で容易に破損しがたく、非吸水・耐食性の材質であること。
- ④ 流水内面が平滑であり、トラップ自身の作用により内部を洗浄させ得ること。
- ⑤ 器具に接続しやすく、掃除の容易なこと。

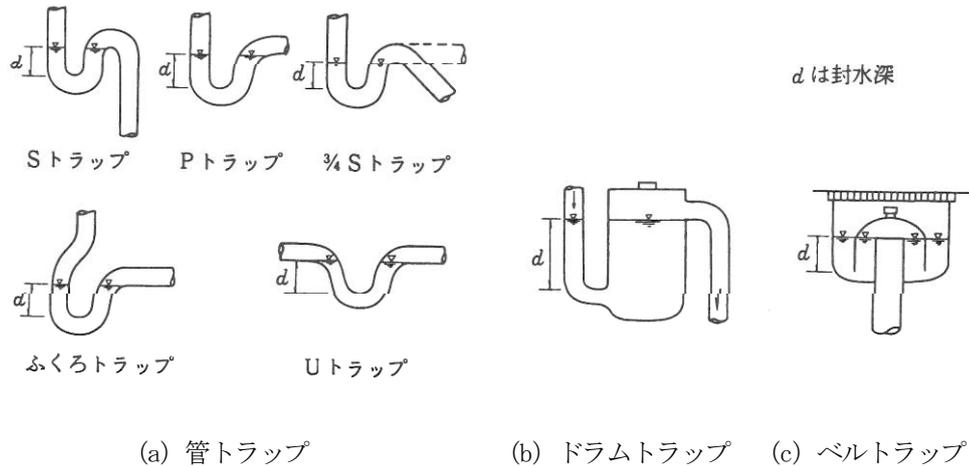


図2-15 トラップの例

### (2) トラップ封水の破壊原因及び防止法

- ① 封水破壊の原因の主なものを以下に示す。

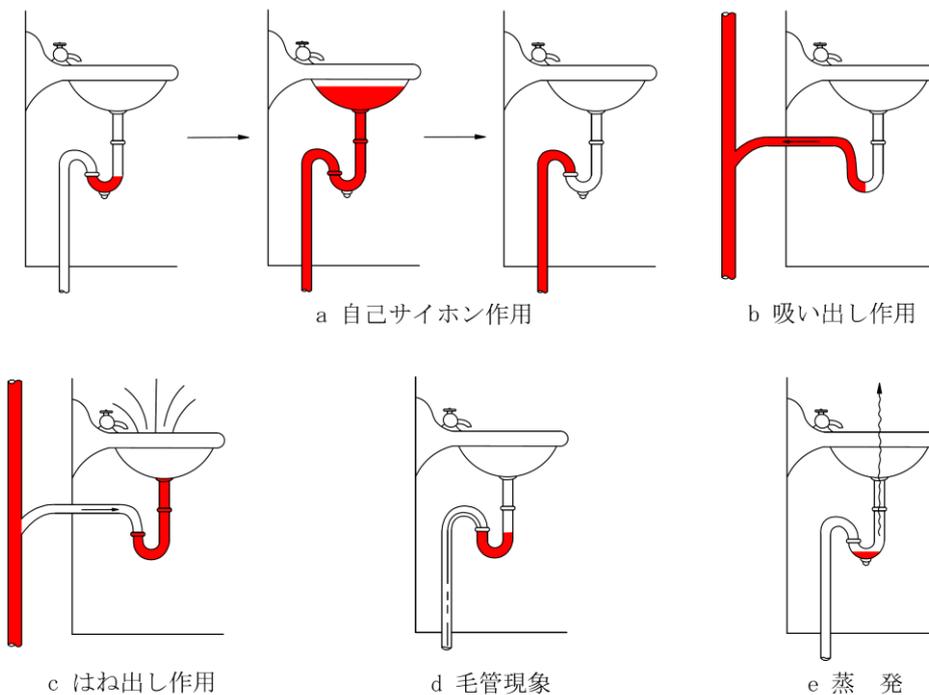


図2-16 封水の破壊原因の例

## ② トラップ封水破壊の防止方法

ア 自己サイホン、吸出し、はね出し作用に対しては、要所に適切な通気管を設けることで、管内の気圧の変化を調整することにより防止できる。

イ 毛細管現象による場合は、糸くずなどの流下防止装置を取り付けるか、トラップ内部を掃除する。

ウ 使用回数の少ない器具等では封水が自然に蒸発・減少し、封水が切れる場合もあり、これに対しては封水を深くするか、定期的に洗浄し封水を補給することにより防止する。

また、水洗いが少ないところの床排水は、密閉蓋付きの床上掃除口を設置する。

## (3) ストレーナー

浴室・流し場等の床排水口には、取り外しのできるストレーナーを設けなければならない。ストレーナーの開口有効面積は、流出側に接続する排水管の断面積以上とし、目幅は直径8mmの球が通過しない大きさとする。

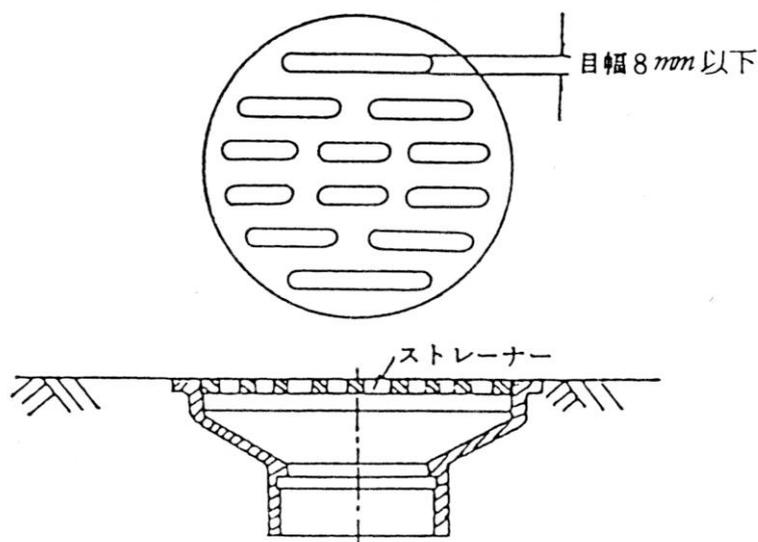


図2-17 ストレーナーの設置例

## 7. 床下集合配管システム

床下集合配管システムを使用する際は、次の事項に注意すること。

- ① 配管は、適切な口径・勾配を有し、建築物の構造に合わせた適切な支持、固定をすること。
- ② 汚水の流入は、45度で流入し、汚水の逆流や滞留が生じない構造であること。
- ③ 保守点検、清掃等が容易に行えるよう、建築物に十分なスペースを有する点検口を確保すること。
- ④ 台所からの排水を床下集合配管システムに流入させないこと。（台所の排水は、別系統とし、バケツ式トラップますを介すること）

## 8. ごみ除去装置（スクリーン、ストレーナー）

固形物等を排水設備に流し込むと管渠内に沈殿して汚水の流通を阻害するので、固形物等を排出する恐れのある吐口には、目幅8mm以下のスクリーン又はストレーナーを取り付ける。また、スクリーン又はストレーナーにかかったごみは、頻繁に取り除く必要があるので、点検及び清掃が容易な構造とする。

## 9. 阻集器

油脂、ガソリン、土砂、その他下水道施設の機能を著しく防げ、又は損傷するおそれのある物質、あるいは危険な物質を含む下水を公共下水道に排水する場合は、阻集器を設けなければならない。なお、阻集器を設置しても管理を怠ると、その効果は期待できないため、引渡し時には施主に対して維持管理上の指導を行わなければならない。

### (1) 阻集器設置の留意点

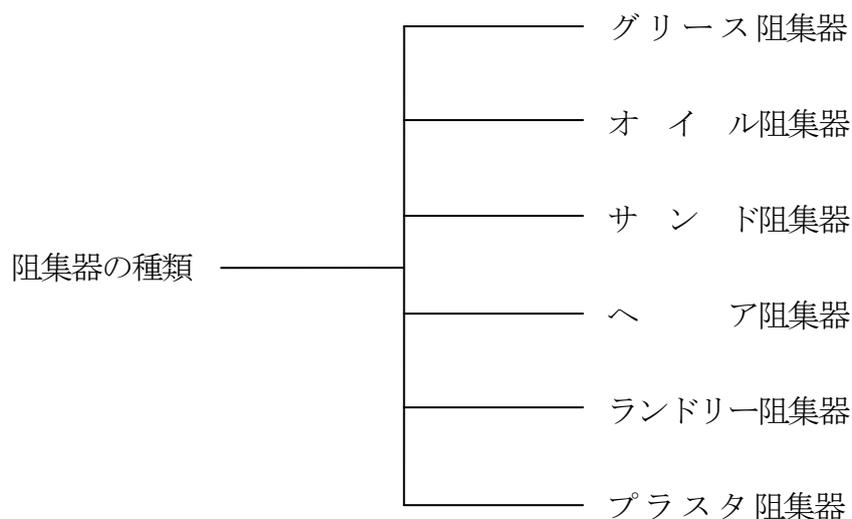
- ① 使用目的に適合した阻集器を有効な位置に設ける。その位置は、容易に管理ができ、有害物質を排出するおそれのある器具又は装置のできるだけ近くが望ましい。
- ② 阻集器は油脂、ガソリン、土砂等を有効に阻止分類できる構造とし、分類を必要とするものを下水に混入させないものとする。
- ③ 容易に保守点検ができる構造とし、材質はステンレス製、鋼製、鋳鉄製、コンクリート製又は樹脂製の不透水製、耐食性のものとする。
- ④ 阻集器に密閉ふたを使用する場合は、適切な通気がとれる構造とする。
- ⑤ 阻集器は原則としてトラップ機能を有するものとする。これに器具トラップを接続すると、二重トラップとなるおそれがあるので十分注意する。

なお、トラップ機能を有しない阻集器を用いる場合は、その阻集器の直近下流にトラップを設ける。

- ⑥ トラップの封水深は、5cm以上とする（10cmが望ましい）。

## (2) 阻集器の種類

阻集器には、以下の種類があり、分離、阻集する対象物質によって設置すべき器具類を選定する。



### ① グリース阻集器

油脂阻集器、グリーストラップ、油脂分離器とも呼ばれており、料理店などの調理場等からの汚水中に含まれている油脂類を抑制、冷却、凝固させて除去し、排水管内に流入して管が閉塞するのを防止する。また、器内には隔板をさまざまな位置に設けて、流入してくる汚水中の油脂の分離効果を高めている。(図2-18)

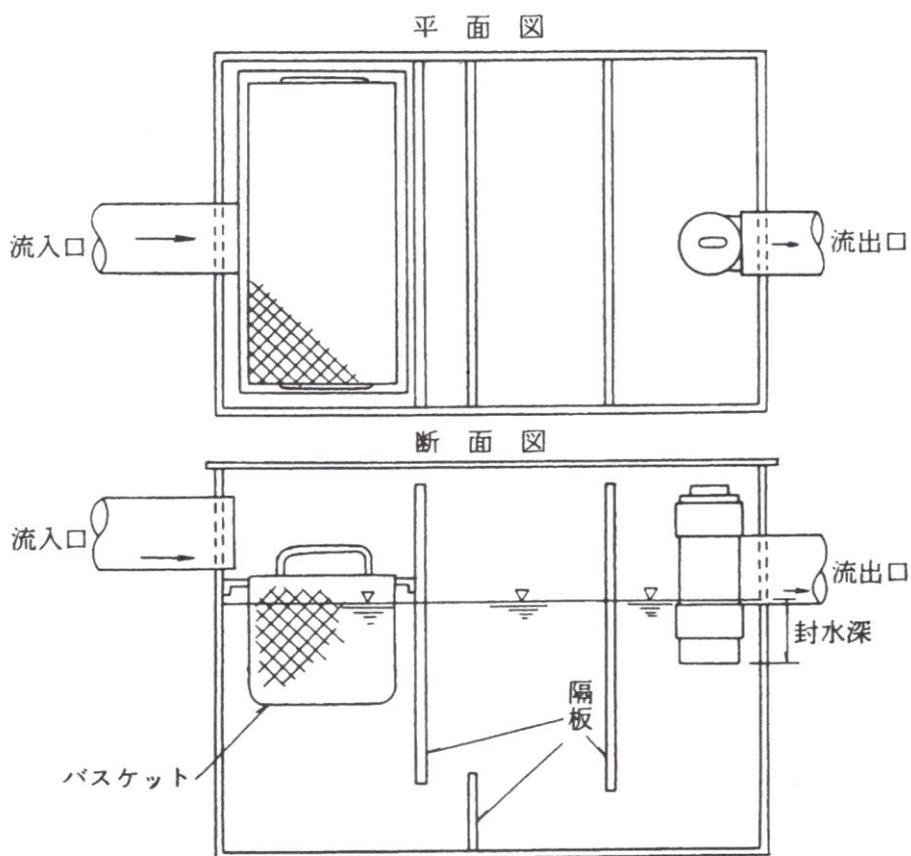


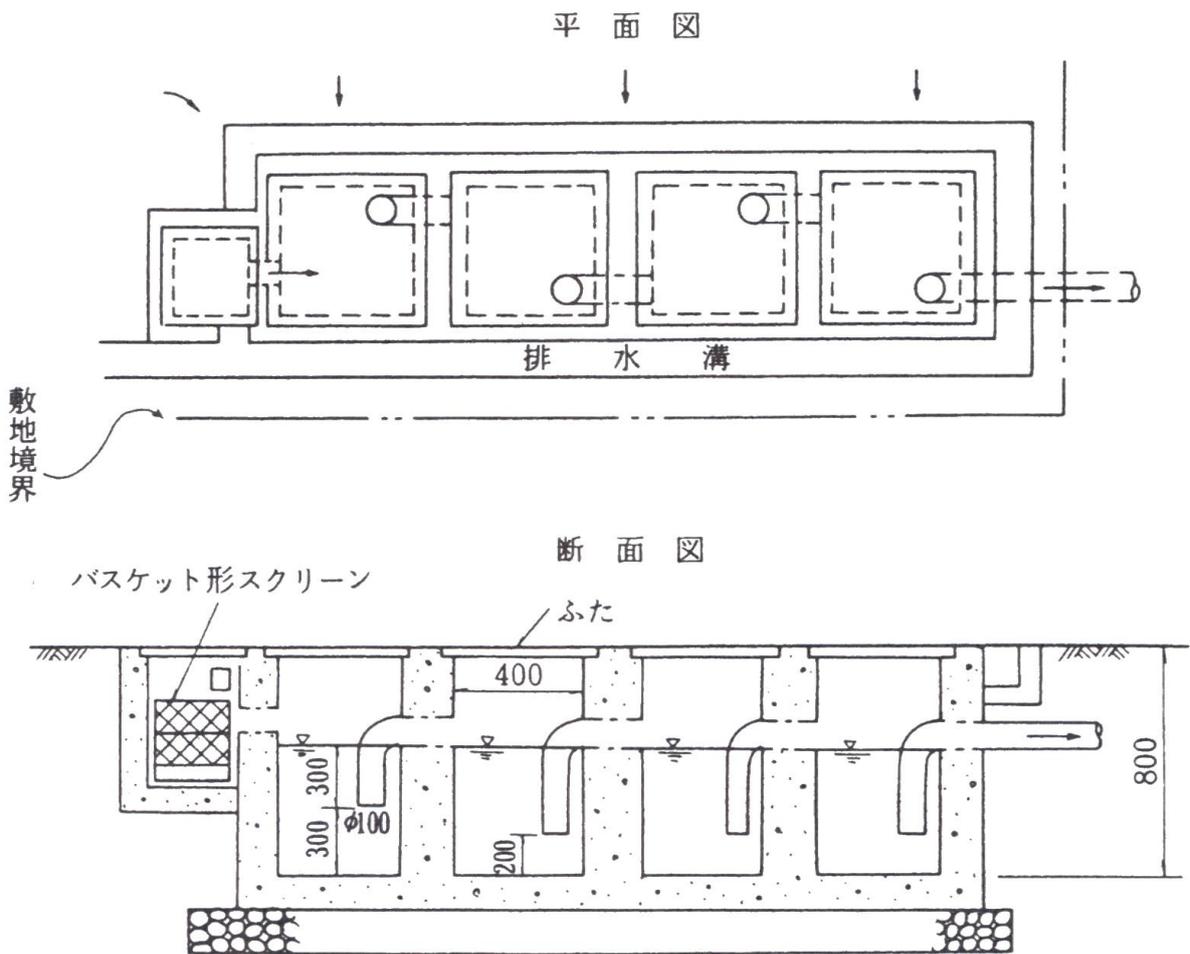
図2-18 グリース阻集器の例

② オイル阻集器

油分離器、オイルトラップ等ともよばれており、給油場等以下に示す事業所等ではガソリン、油類の流出する箇所に設け、ガソリン、油類を阻集器の水面に浮かべて除去し、それらが排水管内に流入して悪臭や爆発事故の発生を防止する。オイル阻集器に設ける通気管は他の通気管と兼用せず独立のものとする。(図2-19)

設置が必要と考えられる事業場等

- ガソリン供給所、給油場
- ガソリンを貯蔵しているガレージ、又は洗車場を利用する事業場
- 可燃性溶剤、揮発性の液体を製造又は使用する工場、事業場
- その他自動車整備工場等機械油の流出する事業場



- 注) 1 オイル阻集器は、サンド阻集器を兼ねる場合がある。
- 2 第1槽の封水深を300mmとしたのは、第1層目は土砂がたまりやすいので泥だめ深さを大きくしたことによる。

図2-19 オイル阻集器の例

### ③ サンド阻集器

サンドトラップとも呼ばれており、排水中に土砂、石粉類を多量に含む場合にサンド阻集器を設け、沈殿収集して公共下水道への流出を阻止する。低部の泥だめは深さは15cm以上とする。(図2-20)

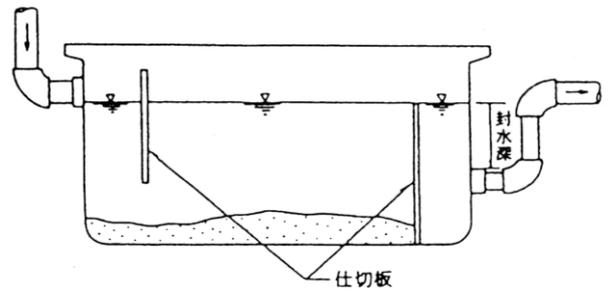


図2-20 サンド阻集器の例

### ④ ヘア阻集器

理容店、美容院の洗髪器に取り付けて毛髪が配水管内に流入するのを阻止する。また、プールや公衆浴場には大型のヘア阻集器を設ける。(図2-21)

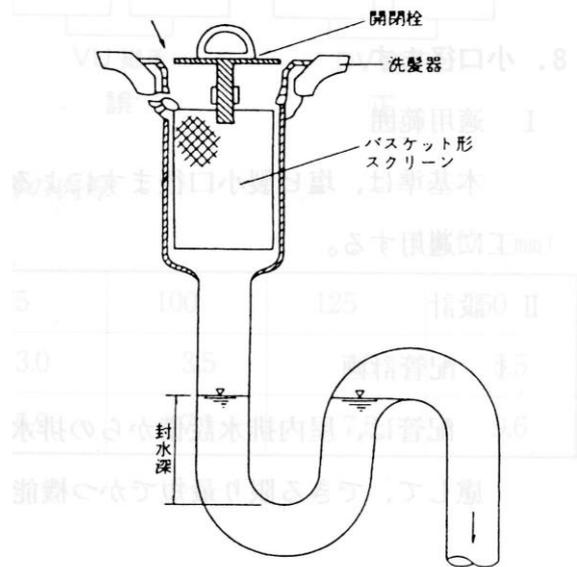


図2-21 ヘア阻集器の例

### ⑤ ランドリー阻集器

営業用の洗濯室等から出る排水に含まれている糸くず、ボタン等を有効に分離する。(図2-22)

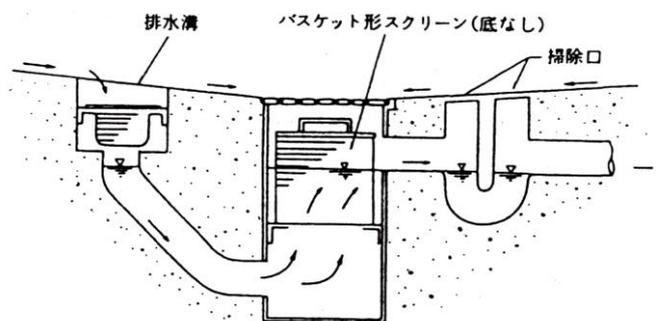


図2-22 ランドリー阻集器の例

## ⑥ プラスタ阻集器

外科のギブス室や歯科技工室からの汚水に含まれるプラスタ等の不溶性物質を分離する。プラスタは排水管内に流入すると管壁に付着凝固し、容易に取れなくなる。(図2-23)

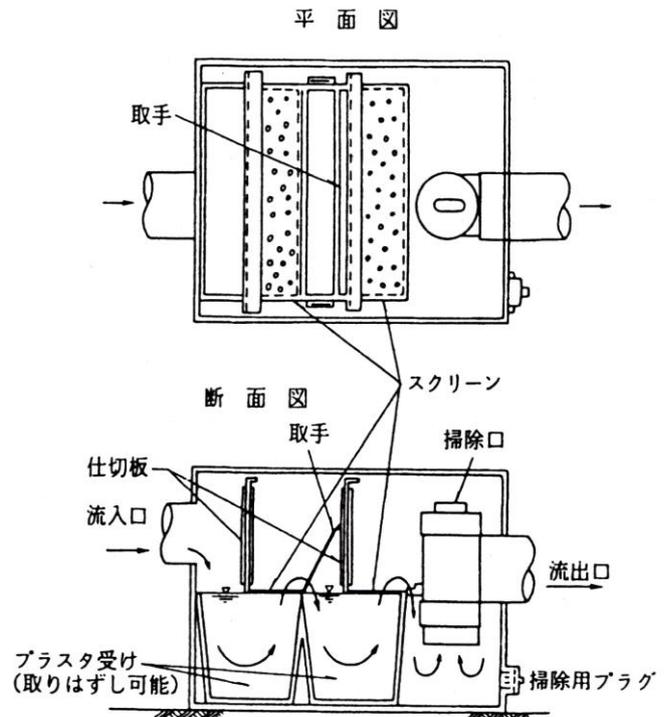


図2-23 プラスタ阻集器の例

### (3) 阻集器の維持管理

- ① 阻集器に蓄積したグリース、可燃性廃液等の浮遊物、土砂、その他沈殿物は定期的(通常浮遊物は1週間に1回、沈殿物は1ヶ月に1回)に除去しなければならない。
- ② 阻集器から除去したごみ、廃油等の処分は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等によらなければならない。ただし、再利用する場合はこの限りではない。

## 10. 通気管

排水系統には、各個通気、ループ通気、伸頂通気方式などを適切に組み合わせた通気管を設ける。

通気管は、排水管内の空気が排水管の各所に自由に流通できるようにして、排水によって管内に圧力差を生じないようにするものである。

### (1) 通気管の働き

- ① サイホン作用及びはね出し作用から排水トラップの封水を保護する。
- ② 排水管内の流水を円滑にする。
- ③ 排水管内に空気を流通させて排水系統内の換気を行う。

### (2) 通気管の種類 (図2-24)

#### ① 各個通気管

1個のトラップを通気するため、トラップ下流から取り出し、その器具よりも上方で通気系統へ接続するか大気中に開口するよう設けた通気管をいう。

#### ② ループ通気管

2個以上のトラップを保護するため、最上流の器具排水管が排水横枝管に接続する点のすぐ下流から立ち上げて、通気立て管又は伸頂通気管に接続するまでの通気管をいう。

- ③ 伸頂通気管  
最上部の排水横管が排水立て管に接続した点よりもさらに上方へその排水立て管を立ち上げ、これを通気管に使用する部分をいう。
- ④ 逃し通気管  
排水・通気両系統間の空気の流通を円滑にするために設ける通気管をいう。
- ⑤ 結合通気管  
排水立て管内の圧力変化を防止又は緩和するために、排水立て管から分岐して立ち上げ、通気立て管へ接続する逃し通気管をいう。
- ⑥ 湿り通気管  
2個以上のトラップを保護するため、器具排水管と通気管を兼用する部分をいう。
- ⑦ 共用通気管  
背中合わせ又は並列に設置した衛生器具の器具排水管の交点に接続して立ち上げ、その両器具のトラップ封水を保護する1本の通気管をいう。
- ⑧ 返し通気管  
器具の通気管を、その器具のあふれ縁より高い位置に一度立ち上げ、その器具排水管が他の排水管と合流する直前の横走部へ接続するか、又は床下を横走りして通気立て管へ接続するものをいう。

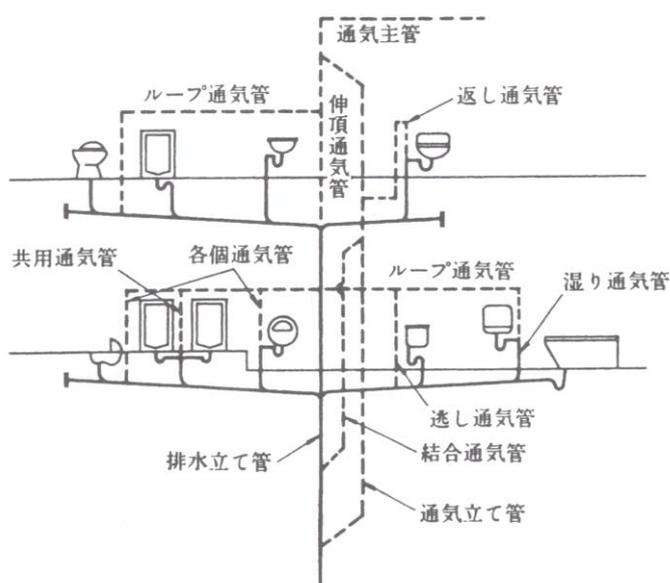


図2-24 各種通気管の種類

### (3) 通気管の管径と勾配

#### ① 管径

- ア 最小管径は30mmとする。ただし、排水槽に設ける通気管の管径は50mm以上とする。
- イ ループ通気管の場合は、排水横枝管と通気立て管とのうちいずれか小さい方の管径の1/2以上とし、排水横枝管の逃し通気管の管径は、接続する排水横枝管の管径の1/2以上とする。
- ウ 伸頂通気管の管径は、排水立て管の管径より小さくしない。
- エ 各個通気管の管径は、接続する排水管の管径の1/2以上とする。

オ 排水立て管のオフセットの逃し通気管の管径は、通気立て管と排水立て管とのうち、いずれか小さい方の管径以上とする。

カ 結合通気管の管径は、通気立て管と排水立て管とのうちのいずれか小さい方の管径以上とする。

② 勾配

通気管は、管内の水滴が自然流下によって排水管へ流れるようにする。

(4) 通気管の材料

通気管は、金属管又は複合管を使用する。ただし、やむを得ない場合は、陶管・コンクリート管を除く非金属管を使用しても良い。

## 11. 公共ますとの接続

公共ますとの接続時は、次の事項に注意すること。

- (1) 公共ますへの接続は、公共ますに損傷等を与えないよう十分注意して行う。万一損傷等を与えた場合は、これを原形に復する。
- (2) 接続工事前に公共ますの損傷、ずれ、溜まり水等を発見した場合は、速やかに下水道担当課へ連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 宅地等の施工上、地盤高の変更が生じ、公共ますの高さを変えなければならない場合は、事前に下水道担当課へ連絡すること。

## 12. ディスポーザ

ディスポーザは、下水道管渠における堆積物の増加、閉塞、臭気発生の原因増、終末処理場での処理負荷の増大にともなう処理機能の低下要因となるため、使用禁止としているが、公益社団法人日本下水道協会が定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」（平成25年3月）の製品認証を受けたものに限り設置することができる。

ただし、既にディスポーザ排水処理システムに係る排水設備工事計画の確認及び工事の検査を受けて設置したものは除く。

ディスポーザ排水処理システムは2つのタイプに別けられる。

① 生物処理タイプ

ディスポーザ排水と台所排水を専用の排水管で排水処理部へ搬送し、生物により処理するタイプ

② 機械処理タイプ

ディスポーザ排水と台所排水を機械的な装置によって処理するタイプ

使用にあたっては、必ず製品認証を受けているかを確認しなければならない。これらに合致しないものは使用不可とする。

ディスポーザ排水処理システムは、適切な維持管理が行われることで下水道に接続する排水設備として適当であり、使用にあたっては、排水設備工事の計画確認段階において、申請書のほかに構造性能を示した仕様書の写し、処理槽汚泥引抜き等の維持管理が適切に行われることが確認できる書類の写し、その他必要な書類を添付しなければならないため、事前に下水道担当課へ確認すること。

### 13. 機械器具ドレン管排水

機械器具からドレン管にて放流される排水は、下水道法第2条第1号により、生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する排水として汚水とみなされる。汚水は処理施設により浄化すべきものであり、原則として機械器具ドレン排水は下水道管に接続すべきである。しかし、機械器具ドレン排水であつても洗浄水を含まず、水質的に公共用水域に直接放流したとしても水質の汚濁に影響がないと判断されるものについては、取り扱いを以下のとおりとする。

- ① 排水は原則下水道管に接続とするが、機械器具に対し排水設備が遠く離れている場合及び建物構造的に下水道に接続が困難な場合等、公共用水域への排除が合理的と下水道担当課が認める場合のみ、例外として雨水管へ接続する。
- ② 下水道管に接続する場合は、臭気対策としてトラップを設けること。ただし、封水切れ対策を講じること。
- ③ 雨水接続できる機械器具は、電気温水器、エアコン等空調機器、ガス給湯器等の公共下水道から放流水の水質と同等以上と判断される流出水に限る。
- ④ ドレン管は排水溝及び排水管により側溝等の雨水を排除するための施設に接続する。また、この経路を排水設備計画確認申請書の図面に明記する。

### 14. 雨水排水

屋根等に降った雨水は、雨どい等によってまとめ、雨水管及び雨水ますにより側溝等に排水する。また、ベランダ等の雨水も、同様に排水する。

#### (1) 雨水ますの構造

雨水ますは、底部に15cm以上の泥だめを設け、蓋は原則として格子状とし、雨水が流入できるものとする。また、排水面積に応じて大きさ及び深さを考慮すること。

#### (2) 注意事項

雨水が混入する外部の洗い場等の排水を、汚水の排水管に接続しないこと。特に、浄化槽から下水道に切替えを行う際には、外部の洗い場等の排水系統を確認し、汚水の排水管に雨水が混入しないよう注意すること。

## 第3章 除害施設等

工場又は事業場からは、さまざまな排水が排出される。工場からは、製造の過程で不要となった廃水や洗浄水が排出され、この中には、原料、中間生成物、製品の一部等が含まれている。また、工場のほかに各種の事業場からも廃水が発生する。これらの工場や事業場からの排水の中には、そのまま下水道へ排除した場合、管路等の下水道施設や下水道処理場の施設を損傷し、又は機能を低下させ、あるいは下水処理機能を阻害して、下水道処理場からの放流水の水質を悪化させるものがある。

下水道法及び野々市市公共下水道条例では、下水道施設の機能を妨げ又は施設を損傷する恐れのある下水から下水道施設を守り、機能を確保するため、工場又は事業場から公共下水道に排除される下水に対し水質規制を行っており、水質基準に適合しない下水については、汚水処理施設（除害施設）等の設置を義務づけている。

### 1. 水質規制と除害施設等の設置

下水道法及び野々市市公共下水道条例では、公共下水道を使用する者に対して、排除される下水についての水質を規制し、あるいは除害施設の設置を義務づけている。

#### (1) 下水道施設保護のための水質規制

下水道施設保護のため、下水道施設を損傷し又は施設の機能を妨げるおそれのある項目として、温度、水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、よう素消費量の4項目を規制している。

#### (2) 放流水の水質保全のための水質規制

公共下水道からの放流水の水質を下水道法第8条に規定する技術上の基準に適合させることが困難な下水を排除する特定事業場を対象として、水質項目を規制している。

特定事業場とは、原則として水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設及びダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項に規定する特定施設を設置している工場又は事業場をいう。

#### (3) 除害施設等の設置

継続して基準に適合しない下水を排除して公共下水道を使用する全ての事業場等を対象として除害施設の設置を義務づけている。

### 2. 水質基準

規制対象となる水質項目を表3-1に、またその水質項目が、下水道に及ぼす影響を表3-2に示す。

表3-1 水質基準

		特定事業場		除害施設設置基準
		50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満	
1	カドミウム及びその化合物	0.03	0.03	0.03
2	シアン化合物	1	1	1
3	有機燐化合物	1	1	1
4	鉛及びその化合物	0.1	0.1	0.1
5	六価クロム化合物	0.5	0.5	0.5
6	ヒ素及びその化合物	0.1	0.1	0.1
7	総水銀	0.005	0.005	0.005
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003
10	トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1
11	テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1
12	ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2
13	四塩化炭素	0.02	0.02	0.02
14	1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04
15	1,1-ジクロロエチレン	1	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4
17	1,1,1-トリクロロエタン	3	3	3
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02
20	ルフィド(別名チウラム)	0.06	0.06	0.06
21	シマジン	0.03	0.03	0.03
22	チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2
23	ベンゼン	0.1	0.1	0.1
24	セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1
25	ほう素及びその化合物	10	10	10
26	ふっ素及びその化合物	8	8	8
27	1,4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5
28	フェノール類	5	—	5
29	銅及びその化合物	3	—	3
30	亜鉛及びその化合物	2	—	2
31	鉄及びその化合物	10	—	10
32	マンガン及びその化合物	10	—	10
33	総クロム	2	—	2
34	ダイオキシン類	10pg/L	10pg/L	10pg/L
35	アンモニア性窒素等含有量	380	380	380
36	水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満
37	生物化学的酸素要求量(BOD)	600	—	600
38	浮遊物質(SS)	600	—	600
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉍油類	5	5
		動植物油脂類	30	30
40	窒素含有量	240	—	240
41	りん含有量	32	—	32
42	温度	45℃未満	45℃未満	45℃未満
43	よう素消費量	220	220	220

政令で定める基準

条例で定める基準

注) 単位はpH・温度・ダイオキシン類を除きすべてmg/l

表3-2 水質項目の下水道に与える影響

水質項目	下水道に与える影響
温度	管渠を損傷、管渠内作業に支障、化学反応・生物化学的反応促進による管の腐食・有機物分解（悪臭、有毒ガス、可燃性ガスの発生）
水素イオン濃度（pH）	コンクリート・金属を腐食（施設の損傷）、他の排水との混合による有毒ガス（硫化水素、シアン化水素）の発生（管渠内作業に支障）、酸性・アルカリ性排水は生物処理機能を低下
生物化学的酸素要求量(BOD)	高濃度は、処理施設に過負荷、生物処理機能を低下
浮遊物質(SS)	管渠清掃作業の増大、管渠の閉塞、処理施設に過負荷、生物処理機能の低下
よう素消費量	硫化水素を発生（管渠内作業に支障、硫酸を生成し施設を損傷）
ノルマルヘキサン抽出物質 （鉱油類、動植物油脂類）	鉱油類は、管渠内での爆発、ポンプ場等での火災の危険、動植物油脂類は管渠の閉塞、処理施設の障害、微生物の呼吸阻害による処理性能の低下
窒素	高濃度の場合は、通常の生物処理では除去が困難
アンモニア性窒素	
亜硝酸性窒素	
硝酸性窒素	
りん	
シアン	青酸ガスの発生により管渠内作業に支障、毒性による生物処理機能の低下
カドミウム	毒性による生物処理機能の低下、生物処理では処理困難（処理水質の悪化）、汚泥への蓄積により汚泥の処分が困難
鉛	
六価クロム	
有機りん	
ひ素	
総水銀	
アルキル水銀	
セレン	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	生物処理では処理困難（処理水質の悪化）、汚泥の蓄積により汚泥の処分が困難
フェノール類	悪臭の発生、生物処理機能の低下
銅	高濃度では、生物処理機能の低下、生物処理では処理困難（処理水質の悪化）、汚泥への蓄積により汚泥の処分が困難
亜鉛	
鉄（溶解性）	
マンガン（溶解性）	
クロム	
トリクロロエチレン	管渠内作業に支障、毒性による生物処理機能の低下
テトラクロロエチレン	
ジクロロメタン	
四塩化炭素	
1,2-ジクロロエタン	
1,1-ジクロロエチレン	
シス-1,2-ジクロロエチレン	
1,1,1-トリクロロエタン	
1,1,2-トリクロロエタン	
1,3-ジクロロプロペン	
チウラム	
シマジン	
チオベンカルブ	
ベンゼン	
ふっ素	
ほう素	通常の生物処理では除去が困難
1,4-ジオキサン	放流水として環境中へ排出され汚染の原因となる
ダイオキシン類	発生した汚泥の有効利用が困難

### 3. 特定施設・除害施設の設置等に関する届出の種類と提出期限

事業場排水の水質・水量は、業種により、あるいは、同一業種でも工場の操業状態により、大幅に変動するものである。したがって、事業場排水を公共下水道に排水する際に一定の水質基準にまで処理するのに必要な除害施設等の種類・規模は事業場によって異なる。

個々の事業場について除害施設等を新設または、増設する場合は、着工前に計画を綿密に検討しなければならない。

下水道法及び野々市市公共下水道条例では、除害施設の新設等を行おうとするときは、あらかじめその計画について市の定めるところにより、届出書に必要な書類を添付して届け出なければならない。

種 類	届出を要するとき	提 出 期 限
公共下水道使用開始（変更）届	悪質下水（注1）や、使用水量日最大50m <sup>3</sup> 以上の事業場または特定事業場（注2）が公共下水道を使用（使用の変更）しようとするとき	使用開始前
特定施設使用届	特定施設を設置している事業場の下水の排出先が公共用水域から下水道になったとき	下水道使用開始後30日以内
	公共下水道を使用している者で、既設の施設が新たに特定施設に指定されたとき	特定施設になった日から30日以内
特定施設設置届	特定施設を設置しようとするとき	設置工事の60日以上前
特定施設構造等変更届	特定施設の構造・使用の方法等を変更しようとするとき	変更工事の60日以上前
氏名変更等届	事業場の名称、所在地、代表者を変更したとき	変更後30日以内
特定施設使用廃止届	特定施設の使用を廃止したとき	廃止後30日以内
承 継 書	特定施設の譲り受け、借り受け、相続または合併があったとき	承継後30日以内
除 害 施 設 計画確認申請書	除害施設を設置又は変更しようとするとき	設置（変更）前
除 害 施 設 工 事 完 了 届	除害施設の設置（変更）工事が完了したとき	完了日から5日以内

注) 1 悪質下水とは、表3-1の基準を超える下水をいう。

2 特定事業場とは水質汚濁法防止第2条第2項に指定する特定施設を設置する事業場をいう。

## 4. 事前調査

除害施設の計画に当たっては、次の項目について調査を行うこと。

### (1) 事業場等の規模及び操業形態

事業場等で生産される製品の種類と量はもちろんのこと、使用する原材料、薬品の種類と量、製造方法、製造工程、施設の種類と規模、水の使用量等が関係するので、これらについて将来計画（予測）を含めて可能な限り詳細に調査する。また、用地の大小によって採用できる処理方法が限定されることもあるため、施設用地についても将来の規模拡大等にも対応できるよう調査する必要がある。

### (2) 廃水の発生量及び水質

廃水の発生量及び水質は、製造工程別又は排水を発生する施設別に調査する。実測が望ましいが、新規の事業場等で実測できない場合は、同業種、同規模の事業場等を参考にして推定する。

廃水量は、日平均廃水量、日最大廃水量及び時間最大廃水量を求める。廃水量及び水質は、時間的、季節的に変動する場合があるので、詳細に調査する必要がある。

### (3) 廃水量の低減及び水質改善

除害施設等の設置を計画する前に、廃水の発生量の低減や水質の改善をすることにより、除害施設等への負荷が減り、場合によっては除害施設が不要となることもあるため、主に以下の項目について検討する必要がある。

- ① 製造方法、製造工程の変更
- ② 原材料、使用薬品の減量又は変更
- ③ 廃水中の有用物質の回収
- ④ 廃水又は濃厚廃液の委託処分

### (4) 処理水の再利用及び有用物質の回収

処理水の再利用は、事業場における用水量の節減や事業場からの排水量の減少による下水道への水量負荷を軽減する等の効果があることから、再生水の要求水質、処理技術、経済性等について調査し、再利用の可能性を検討する。

また、事業場の廃水や廃水処理によって発生する汚泥の中には、銅、クロム、銀等の有用な物質が含まれている場合があることから、有用物質の含有濃度、回収技術、経済性等を調査し、資源の有効利用について検討する。

## 5. 排水系統

事業場から発生する廃水のうち処理の必要のないものは、そのまま公共下水道に排除する。他の処理を要する廃水と混合し処理することは、処理効率、経済性及び汚泥の再利用等に悪影響を及ぼす等の点から好ましくない。また、水量及び水質に変動のある廃水を排除基準以下に希釈して排除することは、避けなければならない。

## 6. 除害施設の構造等

除害施設は、設置目的及び処理する廃水に適応したもので、十分に機能を発揮し、維持管理の作業が容易で、騒音や臭気等の二次公害が発生しない構造とする。槽などの材質は、耐久性のある鉄筋コンクリート、鋼板、合成樹脂等とし、必要に応じてコーティングを施す等により耐食性や漏水防止に留意しなければならない。

## 7. 規制項目の処理方法

廃水の水質及び発生量により適切な処理方法を選定する。主な規制項目と処理方法について表3-3、業種別のノルマルヘキサン抽出物質を除害するために必要な除害施設を表3-4に示す。

表3-3 規制項目の主な処理方法

排水の種類	主な処理方法
高温排水	空冷法、水冷法
酸・アルカリ排水	中和法
BOD成分含有排水	薬品沈殿法、薬品酸化法、生物学的処理法
SS含有排水	ろ過法、普通沈殿法、薬品沈殿法
シアン含有排水	薬品酸化法、イオン交換樹脂法、薬品沈殿法
水銀化合物含有排水	薬品沈殿法、吸着法、キレート樹脂法
有機りん含有排水	薬品沈殿法、吸着法
六価クロム含有排水	薬品還元沈殿法、イオン交換樹脂法、吸着法
ひ素含有排水	薬品沈殿法、吸着法
重金属類含有排水	薬品沈殿法、吸着法、イオン交換樹脂法
油類含有排水	浮上分離法、吸着法、薬品沈殿法
還元性物質含有排水	薬品沈殿法、ばっ気法、薬品酸化法
フェノール類含有排水	薬品酸化法、生物学的処理法
ふっ素含有排水	薬品沈殿法、吸着法、イオン交換樹脂法
トリクロロエチレン等含有排水	吸着法、ばっ気法（排ガス吸着装置付）
ほう素含有排水	薬品沈殿法、吸着処理法、キレート樹脂法
窒素含有排水	生物学的処理法
リン含有排水	薬品沈殿法、生物学的処理法
ダイオキシン類含有排水	オゾン＋紫外線照射法

表3-4 ノルマルヘキサン抽出物質の除害施設について

業 種	除 害 施 設	備 考	
豆 腐 製 造 業	ト ラ ッ プ ま す	排水量50m <sup>3</sup> /日以上については水質により検討。	
ガソリンスタンド	三槽オイルトラップ	既設のもので容量を満たしていれば良い。	
整 備 工 場	三槽オイルトラップ		
洗 車 場	三槽オイルトラップ		
コ ン ビ ニ	三槽グリーストラップ	調理する場合のみ必要。	
寿司屋 (寿司のみ)	ト ラ ッ プ ま す	寿司以外のものを出す場合は和食店に属す。	
喫 茶 店	ト ラ ッ プ ま す	調理する場合は三槽グリーストラップ。	
バー・キャバレー	ト ラ ッ プ ま す		
レ ス ト ラ ン	三槽グリーストラップ		
大 衆 食 堂	三槽グリーストラップ		
食 肉 販 売 業	三槽グリーストラップ		
魚 介 類 販 売 業	三槽グリーストラップ		
うどん・そば屋	三槽グリーストラップ		
和 食 店	三槽グリーストラップ		
中 華 料 理	三槽グリーストラップ		
惣 菜 屋	三槽グリーストラップ		
洋 食 店	三槽グリーストラップ		
ステーキハウス	三槽グリーストラップ		
ラ ー メ ン 屋	三槽グリーストラップ		
料 理 教 室	三槽グリーストラップ		
弁 当 屋	三槽グリーストラップ		
学校 (給食室)	三槽グリーストラップ		調理室も考慮する。
旅 館 ( 厨 房 )	三槽グリーストラップ		
社 員 寮 ( 厨 房 )	三槽グリーストラップ		
社 員 食 堂	三槽グリーストラップ		

## 8. グリース阻集器の選定と管理

### (1) 選定方法

阻集器の選定は、公益社団法人「空気調和・衛生工学会」が定める規格SHASE-S217-2008に基づき行う。一般に全店舗面積（厨房＋飲食場所）に基づく選定方法を用いるが、利用人数等が判明している場合は、利用人数に基づく選定方法を用いてもよい。

### (2) 管理

グリース阻集器の性能を維持するための清掃を以下のとおり行わなければならない。

- ① バスケットの清掃は、1日1回実施
- ② 浮き上がった油脂やごみの除去は、週1回実施
- ③ 槽内の沈殿物の除去は、月1回以上実施
- ④ 流入口、流出口等の清掃は、2～3ヶ月に1回以上実施

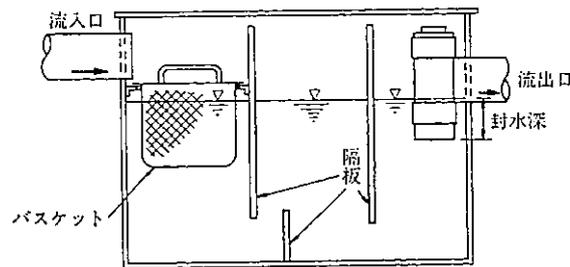


図3-1 グリース阻集器断面図

### (3) 管理上の注意事項

グリース阻集器の管理にあたっては、次の事項に注意すること。

- ① 清掃で回収した油脂類や沈殿物は、産業廃棄物となるので、専門業者に依頼し適切に処理を行うこと。
- ② 下水道管の清掃費用の負担  
油脂類等により、管が閉塞した場合の清掃費用は、原因者の負担となる。
- ③ 油脂分を分解するばっ気装置の追加設置の禁止  
油脂類を分解する菌を投入してばっ気したり、オゾンをばっ気したりする処理装置を追加して設置すると、ばっ気装置によって阻集器内が攪拌され、油脂やごみが流出することになるため、追加設置は禁止とする。
- ④ 油脂分を分解して、排水として流すタイプの油処理剤は使用しない  
使用済み食用油と混ぜて排水として流すタイプやグリース阻集器内の油脂分を分解して排水として流すタイプの処理剤は、油脂類を分散しているだけであることから使用してはならない。

特定施設一覧表（水質汚濁防止法第2条第2項関連）

番号	名 称	番号	名 称
1	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 選鉱施設</p> <p>ロ 選炭施設</p> <p>ハ 坑水中和沈でん施設</p> <p>ニ 掘削用の泥水分離施設</p>		<p>ニ 分離施設</p> <p>ホ 精製施設</p>
1の2	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p>	8	<p>パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう</p>
2	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）</p> <p>ハ 湯煮施設</p>	9	<p>米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機</p>
3	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 水産動物原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 脱水施設</p> <p>ニ ろ過施設</p> <p>ホ 湯煮施設</p>	10	<p>飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）</p> <p>ハ 搾汁施設</p> <p>ニ ろ過施設</p> <p>ホ 湯煮施設</p> <p>ヘ 蒸留施設</p>
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 圧搾施設</p> <p>ニ 湯煮施設</p>	11	<p>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 圧搾施設</p> <p>ニ 真空濃縮施設</p> <p>ホ 水洗式脱臭施設</p>
5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 湯煮施設</p> <p>ニ 濃縮施設</p> <p>ホ 精製施設</p> <p>ヘ ろ過施設</p>	12	<p>動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 圧搾施設</p> <p>ニ 分離施設</p>
6	<p>小麦粉製造業の用に供する洗浄施設</p>	13	<p>イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 分離施設</p>
7	<p>砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設（流施設を含む。）</p> <p>ハ ろ過施設</p>	14	<p>でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料浸せき施設</p> <p>ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）</p> <p>ハ 分離施設</p> <p>ニ 渋だめ及びこれに類する施設</p>
		15	<p>ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ ろ過施設</p> <p>ハ 精製施設</p>
		16	<p>麺類製造業の用に供する湯煮施設</p>
		17	<p>豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設</p>
		18	<p>インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設</p>

番号	名 称	番号	名 称
18 の 2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設		チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式機繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
18 の 3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設	23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 へ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設	24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設	25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設	26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分離施設 ホ 廃ガス洗浄施設
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	27	前 2 号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二酸化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造業施設のうち、塩酸回収施設 へ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設		
21 の 4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設		
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設		
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 へ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設	28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設

番号	名 称	番号	名 称
29	ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設	35	イ ろ過施設
	ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設		ロ 脱水施設
30	ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設	36	ハ 水洗施設
	ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設		ニ ラテックス濃縮施設
	コールドタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		ホ スチレン・ブダジエンゴム、ニトリル・ブダジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち静置分離器
31	イ ベンゼン類硫酸洗浄施設	37	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	ロ 静置分離施設		イ 蒸留施設
	ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設		ロ 分離施設
	ニ 原料処理施設		ハ 廃ガス洗浄施設
32	ロ 蒸留施設	37	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	ハ 遠心分離機		イ 廃酸分離施設
	ニ ろ過施設		ロ 廃ガス洗浄施設
33	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	37	ハ 湿式集じん施設
	イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設		前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の科学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設		イ 洗浄施設
	ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設		ロ 分離施設
34	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	37	ハ ろ過施設
	イ ろ過施設		ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設
	ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設		ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設
	ハ 遠心分離機		ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
	ニ 廃ガス洗浄施設		ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設
34	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	37	チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設
	イ 縮合反応施設		リ 2-エチクヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設
	ロ 水洗施設		ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
	ハ 遠心分離機		ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却製造施設
	ニ 静置分離器		ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設
	ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設		
	ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設		
ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設			
チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設			
リ 廃ガス洗浄施設			
ヌ 湿式集じん施設			

番号	名 称	番号	名 称
	ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリ コールのけん化器	48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
	カ メチルエチクケトン製造施設のうち、水蒸気 凝縮施設	49	農薬製造業の用に供する混合施設
	ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設の うち、反応施設及びメチルアルコール回収施設	50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の 用に供する試薬製造施設
	タ 廃ガス洗浄施設	51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供す る施設であって、次に掲げるもの
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲 げるもの	イ	脱塩施設
	イ 原料精製施設	ロ	原油常圧蒸留施設
	ロ 塩析施設	ハ	脱硫施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1.4-ジオ キサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しない ものを除く。）	ニ	揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲 げるもの	ホ	潤滑油洗浄施設
	イ 脱酸施設	51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造 業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業 （防振ゴム製造業を除く。）更生タイヤ製造業又は ゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
	ロ 脱臭施設	51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋 製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に 供するラテックス成形洗浄施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設	52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げ るもの
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げ るもの	イ	洗浄施設
	イ 洗浄施設	ロ	石灰づけ施設
	ロ 抽出施設	ハ	タンニンづけ施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設で あって、次に掲げるもの	ニ	クロム浴施設
	イ 原料処理施設	ホ	染色施設
	ロ 石灰づけ施設	53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設 であって、次に掲げるもの
	ハ 洗浄施設	イ	研磨洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	ロ	廃ガス洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、 次に掲げるもの	54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、 次に掲げるもの
	イ 原料処理施設	イ	抄造施設
	ロ 脱水施設	ロ	成型機
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設	ハ	水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学 工業製品製造業の用に供する施設であって、次に 掲げるもの	55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャーブ ラント
	イ 水洗施設	56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
	ロ ろ過施設	57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
	ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設	58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に 供する施設であって、次に掲げるもの
	ニ 廃ガス洗浄施設	イ	水洗式破碎施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲 げるもの	ロ	水洗式分別施設
	イ 動物原料処理施設	ハ	酸処理施設
	ロ ろ過施設	ニ	脱水施設
	ハ 分離施設	59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるも の
	ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有 する物を混合するものに限る。以下同じ。）	イ	水洗式破碎施設
	ホ 廃ガス洗浄施設	ロ	水洗式分別施設

番号	名 称	番号	名 称
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設		イ ちゅう房施設
61	鉄工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設	66の4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設	66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設	66の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	67	洗たく業の用に供する洗浄施設
64の2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	68の2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の五第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
66	電気めっき施設	69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）	69の2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
66の3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの（注1）	69の3	地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施工令（昭和46年制令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るもの（注1）に限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

番号	名 称	(注1) 下水道法上の取扱い
70	イ 卸売場 ロ 仲卸売場 廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）	届出及び下水排除の制限等に関しては、特定施設から除かれます。ただし、入浴施設のうち温泉を利用する場合はこの限りではありません。
		(注2) 環境省令で定めるもの
70の2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）	1. 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 2. 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 3. 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考察若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。） 4. 農業、水産又は工業に関する科学を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
71	71 71の2 自動式車両洗浄施設 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの（注2）に設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設	5. 保健所 6. 検疫所 7. 動物検疫所 8. 植物防疫所 9. 家畜保健衛生所 10. 検査業に属する事業場 11. 商品検査業に属する事業場 12. 臨床検査業に属する事業場 13. 犯罪鑑識施設
71の3	71の3 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設	
71の4	71の4 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年制令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規程により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規程により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの。 ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設	
71の5	71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）	
71の6	71の6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）	
72	72 し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）	
73	73 下水道終末処理施設	
74	74 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）	

## 特定施設一覧表（ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項関連）

### 水質基準対象施設

施 設 の 種 類	
①	硫塩酸パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
②	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
③	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
④	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
⑤	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
⑥	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
⑦	<p>カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 硫酸濃縮施設</li> <li>ロ. シクロヘキサン分離施設</li> <li>ハ. 廃ガス洗浄施設</li> </ul>
⑧	<p>クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 水洗施設</li> <li>ロ. 廃ガス洗浄施設</li> </ul>
⑨	<p>4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. ろ過施設</li> <li>ロ. 乾燥施設</li> <li>ハ. 廃ガス洗浄施設</li> </ul>
⑩	<p>2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. ろ過施設</li> <li>ロ. 廃ガス洗浄施設</li> </ul>
⑪	<p>8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ [3・2-b・3'・2'-m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設</li> <li>ロ. ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設</li> <li>ハ. ジオキサジンバイオレット洗浄施設</li> <li>ニ. 熱風乾燥施設</li> </ul>
⑫	<p>アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 廃ガス洗浄施設</li> <li>ロ. 湿式集じん施設</li> </ul>

施 設 の 種 類	
⑬	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ. 精製施設 ロ. 廃ガス洗浄施設 ハ. 湿式集じん施設
⑭	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ. ろ過施設 ロ. 精製施設 ハ. 廃ガス洗浄施設
⑮	別表第1第5号（注）に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ. 廃ガス洗浄施設 ロ. 湿式集じん施設
⑯	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
⑰	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ. プラズマ反応施設 ロ. 廃ガス洗浄施設 ハ. 湿式集じん施設
⑱	下水道終末処理施設（①～⑰及び⑲に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
⑲	①から⑰までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（①から⑰までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（⑱に掲げるものを除く。）

注) 廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5㎡以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50kg以上のもの

## 9. 特定施設の届出に関する各種様式

特定施設の届出に関する下水道法施行規則に定められた様式は、次のとおり。

公共下水道使用開始（変更）届	・・・	別記様式第4	（第六条関係）
公共下水道使用開始届	・・・	別記様式第5	（第六条関係）
特定施設設置届出書	・・・	別記様式第6	（第八条関係）
特定施設使用届出書	・・・	別記様式第7	（第九条関係）
特定施設の構造等変更届出書	・・・	別記様式第8	（第十条関係）
氏名変更等届出書	・・・	別記様式第10	（第十二条関係）
特定施設使用廃止届出書	・・・	別記様式第11	（第十二条関係）
承継届出書	・・・	別記様式第12	（第十三条関係）
水質測定記録表	・・・	別記様式第13	（第十五条関係）

## 公共下水道使用開始（変更）届

平成 年 月 日

野々市市長 宛

申請者  
住 所  
電話番号  
氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名

印

次のとおり公共下水道の使用を開始（変更）するので届け出ます。

排 除 場 所		排 水 口 数	
排 出 汚 水 の 水 量 又 は 水 質	水量 月平均 $m^3$ 水質 下記のとおり	日最大	$m^3$
開始（変更）年月日	平成 年 月 日		
処 理 方 法		施 設 名 称	

### 記

項 目	排水口						単 位	備 考
	月 量	$m^3$	$m^3$	$m^3$	$m^3$	$m^3$		
温度							度	
水素イオン濃度（pH）							水素指数	
生物化学的酸素要求量（BOD）							5日間 $mg/l$	
浮遊物質（SS）							$mg/l$	
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量								
	鉱油類含有量						$mg/l$	
	動植物油脂類含有量						$mg/l$	
窒素含有量							$mg/l$	
燐含有量							$mg/l$	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素							$mg/l$	
沃素消費量							$mg/l$	
カドミウム及びその化合物							$mg/l$	
シアン化合物							$mg/l$	
有機燐化合物							$mg/l$	

鉛及びその化合物						mg/l	
六価クロム化合物						mg/l	
砒素及びその化合物						mg/l	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物						mg/l	
アルキル水銀化合物						mg/l	
ポリ塩化ビフェル (PCB)						mg/l	
トリクロロエチレン						mg/l	
テトラクロロエチレン						mg/l	
ジクロロメタン						mg/l	
四塩化炭素						mg/l	
1,2-ジクロロエタン						mg/l	
1,1-ジクロロエチレン						mg/l	
シス-1,2-ジクロロエチレン						mg/l	
1,1,1-トリクロロエタン						mg/l	
1,1,2-トリクロロエタン						mg/l	
1,3-ジクロロプロペン						mg/l	
2-クロロ-4,6-ビス (エチルアミノ) -S-トリアジン (シマジン)						mg/l	
S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート (チオベンカルブ)						mg/l	
ベンゼン						mg/l	
セレン及びその化合物						mg/l	
フェノール類						mg/l	
銅及びその化合物						mg/l	
亜鉛及びその化合物						mg/l	
鉄及びその化合物 (溶解性)						mg/l	
マンガン及びその化合物 (溶解性)						mg/l	
クロム及びその化合物						mg/l	
ほう素及びその化合物						mg/l	
ふっ素及びその化合物						mg/l	
1,4-ジオキサン						mg/l	
ダイオキシン類						pg/l	
※							
摘 要							

備考

- 1 申請者の氏名 (法人にあたってはその代表者の氏名) の記載を自署で行なう場合においては、押印を省略することができる。
- 2 ※印のある欄は、令第9条の9第1項第6号に該当する項目について記載すること。
- 3 「摘要」の欄は、排出汚水の水量又は水質の推定の根拠等を記載すること。
- 4 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。

## 公共下水道使用開始届

平成 年 月 日

野々市市長 宛

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

印

次のとおり公共下水道の使用を開始するので、届け出ます。

排除場所		排水口数	
開始年月日		特定施設の種類	

備考

「特定施設の種類」の欄は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年制令第188号）別表第一に掲げる号番号及び名称を記載すること。

## 特定施設設置届出書

平成 年 月 日

野々市市長 宛

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

印

下水道法第12条の3第1項（下水道法第25条の10において準用する同法第12条の3第1項）の規程により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	平成 年 月 日
特定施設の種類		※ 施設番号	
△ 特定施設の構造	別紙のとおり	※ 審査結果	
△ 特定施設の使用の方法	別紙のとおり	※ 備考	
△ 汚水の処理の方法	別紙のとおり		
△ 下水の量及び水質	別紙のとおり		
△ 用水及び排水の系統	別紙のとおり		

### 備考

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※ 印の欄には、記載しないこと。
- 3 別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

## 特定施設使用届出書

平成      年      月      日

野々市市長      宛

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

印

下水道法第12条の3第2項（下水道法第25条の10において準用する同法第12条の3第2項）

下水道法第12条の3第3項（下水道法第25条の10において準用する同法第12条の3第3項）

の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	平成      年      月      日
特定施設の種別		※ 施設番号	
△ 特定施設の構造	別紙のとおり	※ 審査結果	
△ 特定施設の使用の方法	別紙のとおり	※ 備 考	
△ 汚水の処理の方法	別紙のとおり		
△ 下水の量及び水質	別紙のとおり		
△ 用水及び排水の系統	別紙のとおり		

### 備考

- 1      △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2      ※ 印の欄には、記載しないこと。
- 3      別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

## 特定施設の構造等変更届出書

平成 年 月 日

野々市市長 宛

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

印

下水道法第12条の4（下水道法第25条の10において準用する同法第12条の4）の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	平成 年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
△ 特定施設の構造（特定施設の使用方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統）	別紙のとおり	※審査結果	
		※備考	

### 備考

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとしかつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照されるものとする。
- 4 別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

## 氏名変更等届出書

平成      年      月      日

野々市市長      宛

申 請 者

住 所

電話番号

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

印

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、下水道法第12条の7（下水道法第25条の10において準用する同法第12条の7）の規程により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変 更 前		※ 整 理 番 号	
	変 更 後		※受理年月日	平成      年      月      日
変 更 年 月 日	平成      年      月      日	※ 施 設 番 号		
変 更 の 理 由		※ 備 考		

備考

※印の欄には、記載しないこと。

## 特定施設使用廃止届出書

平成      年      月      日

野々市市長      宛

申 請 者

住      所

電話番号

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

印

特定施設の使用を廃止したので、下水道法第 12 条の 7 (下水道法第 25 条の 10 において準用する同法第 12 条の 7) の規程により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	平成      年      月      日
特 定 施 設 の 種 類		※ 施 設 番 号	
特定施設の設置場所		※備      考	
使用廃止の年月日	平成      年      月      日		
使用廃止の理由			

備考

※印の欄には、記載しないこと。

## 承 継 届 出 書

平成      年      月      日

野々市市長    宛

申 請 者

住      所

電話番号

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

印

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第 12 条の 8 第 3 項 (下水道法第 25 条の 10 において準用する同法第 12 条の 8 第 3 項) の規程により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	平成      年      月      日
特 定 施 設 の 種 類		※ 施 設 番 号	
特定施設の設置場所		※備      考	
承 継 の 年 月 日	平成      年      月      日		
被承継者	氏名又は名称		
	住      所		
承 継 の 原 因			

備考

※印の欄には、記載しないこと。

別記様式第13 (第十五条関係)

水質測定記録表

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採水者	分析者	測定項目						備考			
	名称	排水量				温度	pH	BOD	SS	T-N	N-P		N-ヘキサン 抽出物質		

備考

採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

## 第4章 排水設備の施工要領

### 1. 施工一般

- (1) 排水設備の施工にあたっては、関係法令及び条例等を遵守し、設計図書に従い適正な施工管理を行うこと。
- (2) 軟弱地盤で、排水設備の沈下や損傷の恐れのある場合には、コンクリート基礎を施工する等、適切な対策を講じること。
- (3) 重量物が通過する場所では、排水設備の補強防護を行うこと。
- (4) 既設排水設備の一部改造や撤去を伴う場合は、その構造の各部分の完全な接続、補修、閉塞その他適切な措置を行うこと。
- (5) 障害物の関係または施主等の要求により設計変更が生じる場合は、施主の確認を受けるとともに下水道担当課と協議すること。
- (6) 工事を一時中断する場合には、施工済の排水管の末端管口を完全に塞ぐとともに、掘削穴等については、危険防止のため適切な処置を講じること。
- (7) 工事完了後は、仮設物等を撤去し、清掃及び後片付けを行うとともに、一時的に取り壊した構造物等の復旧も行うこと。

### 2. 排水管

#### (1) 掘削工

- ① 排水管は、一直線に施工しなければならない。排水管の施工にあたっては、やり方を設けなければならない。

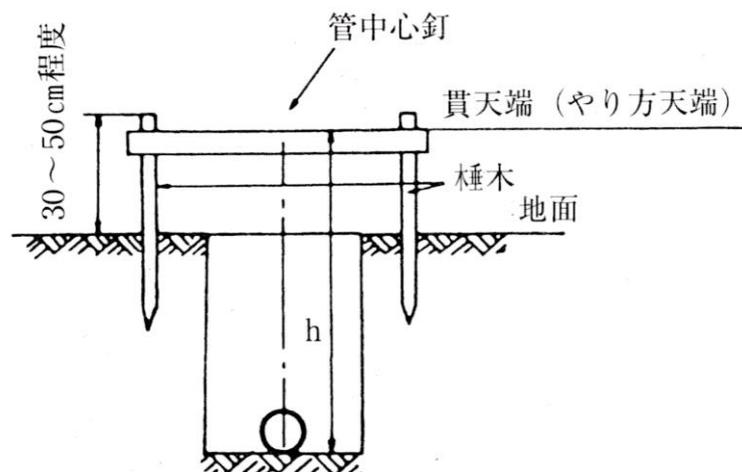


図4-1 やり方

- ② 掘削は、不陸のないよう真すぐに根切し、基礎となる地盤をよく突き固め、管は丁寧

- に内外の目地を施しながら、上流に向かって布設し、施工後における不等沈下等のないよう施工する。また掘削幅は掘削深さ及び土質によって異なるが、最小幅は30cmとする。
- ③ 掘削底面は、掘り過ぎ、こね返しのないようにし、管の勾配に合わせて、丁寧に仕上げる。
  - ④ 雨水、湧水などの水は、排水路やカマ場を設けてポンプなどにより排除しなければならない。水によって管布設地盤が損傷したときは切込碎石等を敷きならして、十分つき固めなければならない。
  - ⑤ 掘削箇所の土質、深さ及び作業現場の状況により、必要に応じて土留工を施工する。
  - ⑥ 掘削に際し、水道管・ガス管等の地下埋設物が出てきた場合は、損傷ないように留意し、場合によっては保護すること。施工上支障となるときは、管理者及び専門業者等と協議のうえ対処する。

## (2) 基礎工

- ① 掘削面は、ランマー等で十分突き固めなければならない。なお、塩化ビニル管を用いる場合は、砂基礎を原則とする。
- ② 地盤が軟弱な場合は、砂、切込碎石、栗石等で置き換え、不等沈下を防ぐ措置をしなければならない。
- ③ 普通地盤の場合は、厚さ3cm以上の砂基礎を施すものとする。

## (3) 布設工

- ① 排水管はやり方に合わせて受け口を上流に向け、直線状に芯出しを行い、下流から上流に向かって布設する。
- ② 管の継手は、ごみ・泥土等を除去して清掃し、できるだけ密接させて押し込み、これに十分モルタルを充填、接着剤の塗布又はゴムリングをセットしたうえで接合し、漏水しないよう入念に施工して、モルタルのかす等を管内にとり残さないようにする。
- ③ 排水管は下流の管口径を縮小してはならない。又、給水管と平行して布設する場合は、30cm以上の水平間隔を設け、かつ給水管が上になるように施工する。

## (4) 埋戻工

- ① 埋戻しは、接合部が硬化した後良質土で行う。
- ② まず及び掃除口等に、ふた又はキャップ等で仮蓋をし、埋戻し土が管路内に入るのを防止する。
- ③ 管布設時に用いた仮固定材を順次取り除く。
- ④ 埋戻しは、管路の区間毎に実施し、管の下部両側に均等に良質土を入れ、踏み固めながら管の移動等が起こらないよう注意しながら行う。また、管の下端に空隙が生じないように施工しなければならない。
- ⑤ 石等は管やますを損傷するおそれがあるので、管やますの肌に触れないように土砂に混ざっている雑物はできるだけ取り除く。
- ⑥ 管が動かない程度に土砂を踏み固めたら、それから上の埋戻しは人力やタコ、タンパ等で段階的につき固めながらこまめに埋め戻す。

- ⑦ 管の土かぶりは、原則として20cm以上とする。
- ⑧ 公道の埋戻しは、道路管理者の許可条件により埋戻さなければならない。

(5) 管防護

- ① 管は、原則として露出配管としてはならない。やむを得ず露出配管とする場合は、露出部分の凍結、損傷等を防ぐため必要に応じて保護しなければならない。
- ② 車両等の通行がある箇所及び土かぶりが20cm以上確保できない箇所では、排水管の損傷を防ぐため適当な材料で保護しなければならない。
- ③ 建築物を損傷又は、その構造物を弱めるような施工をしてはならない。また、敷地内の樹木、工作物等の保全に十分注意する。

### 3. ます

(1) 掘削工

ますの設置箇所の掘削幅は、十分に余裕をとり、設置に支障のないように掘削しなければならない。その他は、排水管の掘削工と同じとする。

(2) 基礎工

コンクリート製のますは、直接荷重が加わるため、沈下の起こす恐れがあるため、碎石又は砂を敷均し、十分突き固めて厚さ5cm程度に仕上げた基礎にする。小口径ますの基礎については、5cm程度の砂基礎を施す。

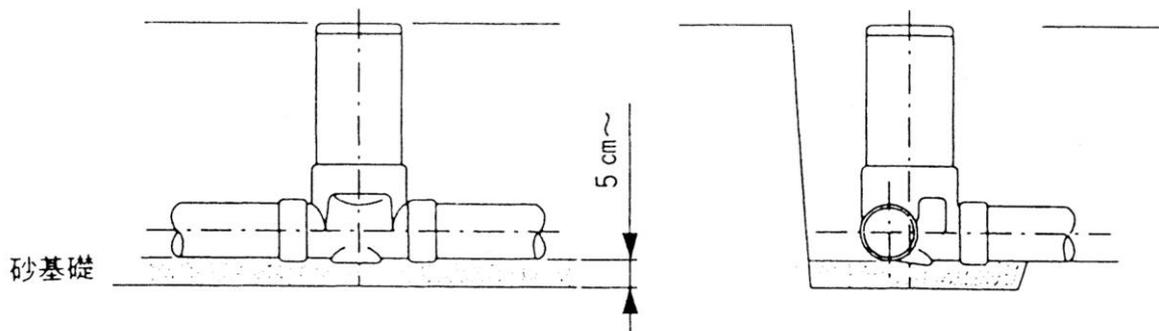


図4-2 小口径ますの基礎

(3) 設置工

- ① ますは、所定の位置に底塊を水平に設置する。
- ② 汚水ますの場合は、上記①の次に所定の位置・高さに排水管を固着し、側塊を据え付ける。インバートはコンクリートで大体の形を作り、モルタルで入念に仕上げる。
- ③ トラップます・雨水ますは漏水のないよう、側塊・底部とも完全な目地・上塗をする。
- ④ プラスチック製ますの設置については、水平、垂直を確認し、接合部に接着剤又はシーリング剤を十分施し水密性を確保する。

(4) 施工上の注意

- ① インバートを設けるときは中心線は、図4-3に示すような曲線をもって造り、その表面は平滑な半円形に仕上げる。インバートの高さは、関係接続管の管心を相互に結ん

だ線上を標準とするが、場合によっては、その線上より便宜の高さまで垂直、あるいは管の半円なりに立ち上げる。その肩は水切りをよくするため、内壁に向かって50%以上の傾斜をつけ塗り上げる。

- ② ますの上流側管底と下流側管底の間には原則として1～2cmの勾配を設け、雨水ますの底部には15cm以上の泥だめを設ける。
- ③ ますに接続する排水管は、ますの内壁面で切りそろえ、その周辺をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをするとともに、側塊の目地・内壁面の上塗りは、確実に施し、漏水しないようにする。
- ④ ますの円部に水道管・ガス管等の埋設物を巻き込んではいならない。
- ⑤ 汚水ますの天端は、地盤面と同一の高さとし、防臭上密閉蓋とする。格子蓋のある雨水ますは、やや低く設ける。

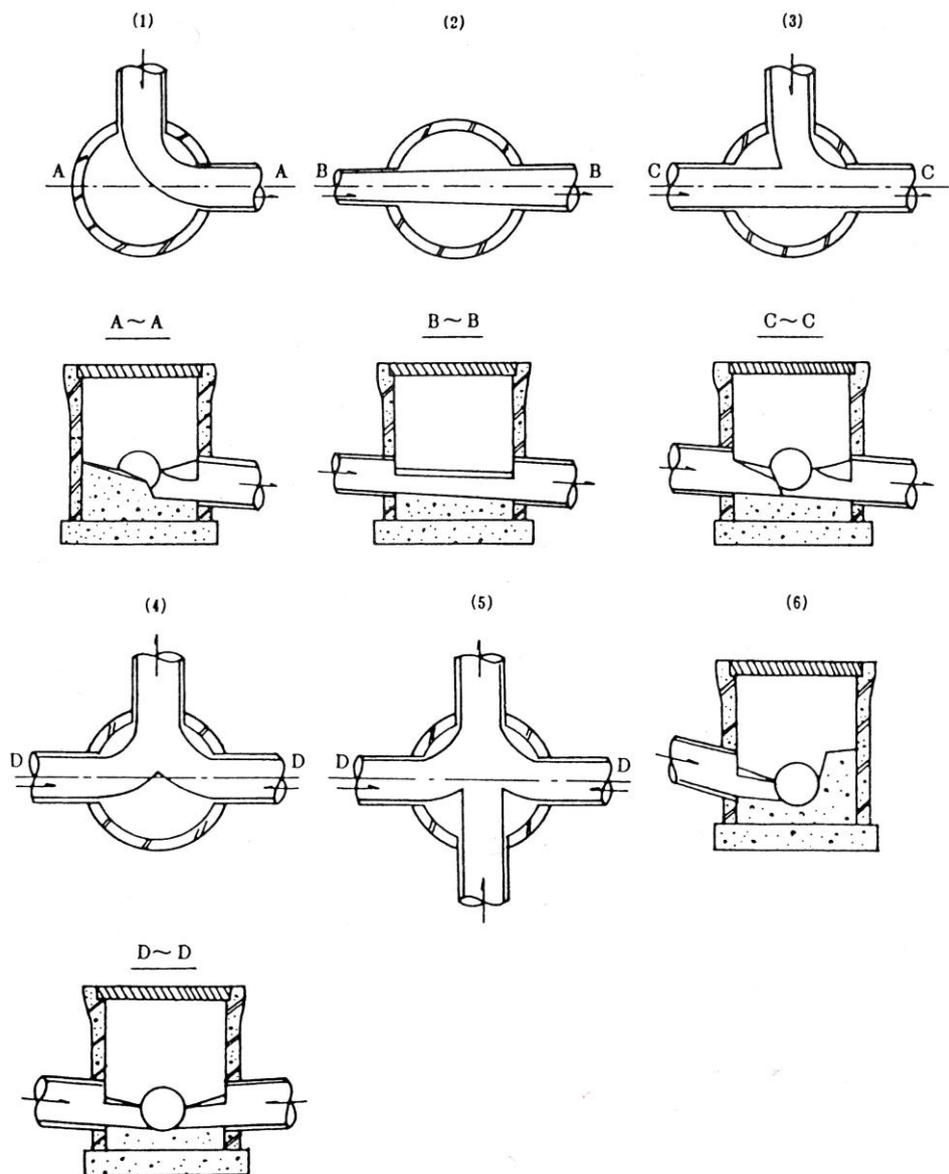


図4-3 インバートの構造図

## (5) 保護

- ① 車両等の通行がある箇所では、小口径ますの損傷を防ぐため、保護鉄蓋等で保護しなければならない。

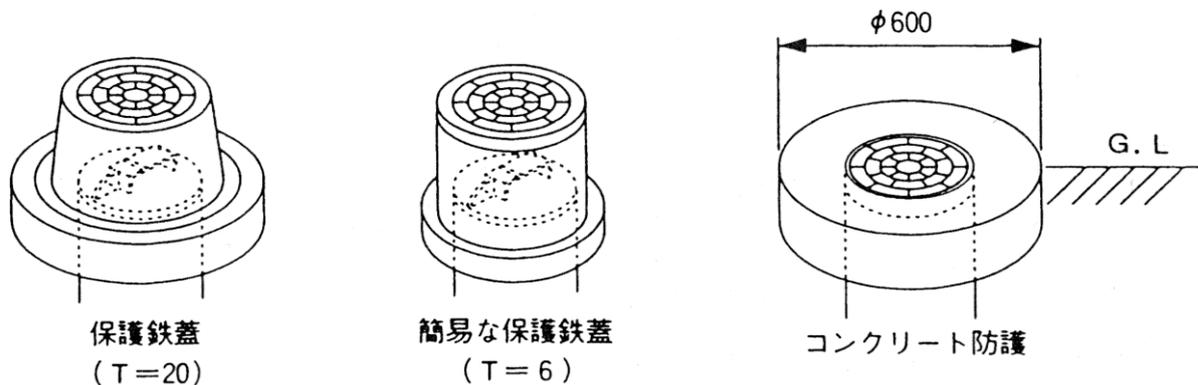


図4-4 保護の例

- ② 保護鉄蓋内に使用する内蓋は、把手付き密閉内蓋を使用する(図4-4)。

## 4. 浄化槽の処理

- (1) 浄化槽は、し尿を完全に汲み取り、清掃・消毒をした後撤去する。撤去できない場合は、各槽の底部に10cm程度の穴を数箇所開けるか、破壊した後良質土で埋戻し、沈下しないよう十分に突き固める。また、不要となった管口を閉塞すること。
- (2) 浄化槽の汚泥は、専門業者に汲み取らせること。なお、公共ます等へ投棄してはならない。
- (3) 浄化槽を雨水等の貯留施設として再利用する場合は、上記と同様にし尿の汲み取り、清掃、消毒を行うとともに、貯留槽としての新たな機能を保持するため次の事項に留意して改造等を行うこと。
- ① 屋外排水設備の再利用が可能な場合は、その使用範囲を明確にし、雨水のみの系統とすること。また、浄化槽への流入・流出管で不要なものは撤去し、それぞれの管口を閉塞すること。なお、再使用する排水管の清掃等は浄化槽と同時に行うこと。
  - ② 浄化槽内部の仕切り板には孔をあけ、槽内の流入雨水の流通を良くし、腐敗等を防止すること。
  - ③ 既存の揚水ポンプを使用する場合は、雨水排水ポンプとして機能するかどうか点検したうえで使用すること。
  - ④ 浄化槽本体が、地下水位等により浮上することがあるので、再利用に当たっては十分注意すること。
  - ⑤ 浄化槽の槽内の水が空になった時、周囲の土圧等に耐えられるか注意し、また、浄化槽の耐用年数も確認し、必要に応じて補強等を行うこと。
- (4) 浄化槽を廃止した時は、所管の保健所に「浄化槽使用廃止届」を提出すること。

## 第5章 排水設備の検査

### 1. 工事の完了

排水設備の工事が竣工した日から5日以内に完了書類を提出すること。土間工事等が未定（ますの設置高さが確定していない場合）でも5日以内に提出すること。

### 2. 提出書類

完了書類として以下の書類を提出すること。

- ① 排水設備工事完了届
- ② 公共下水道使用開始届（増設の場合を除く）
- ③ 変更図（当初申請内容に変更があった場合）
- ④ 工事写真
  - ・工事着手前
  - ・埋戻前の管布設及び小口径柵設置状況（図面と対応させ、ます番号を表示）
  - ・公共柵接続状況
  - ・工事完成

（以下は、必要に応じて添付）

- ・除害施設設置状況
- ・床下集合配管システム設置状況
- ・浄化槽撤去関係（上部取壊し、底部穴あけ、既設配管キャップ止め、砂埋戻し状況）

### 3. 検査の準備

検査は、排水設備工事業者立会いの上、下水道担当課職員が行う。検査立会いは、検査に際して以下の準備を行うこと。

- ① 住人、建物使用者等に事前に連絡し、検査時に障害となるもの（自動車、鉢植え等）を移動しておくこと。
- ② ますの蓋、阻集器の蓋をすべて開けておくこと（既設のます、阻集器についても検査時に確認する）。
- ③ バケツ式トラップます内の曲管を外しておくこと。
- ④ 水道メーター（控除メーターを含む）が検針できるようにしておくこと。
- ⑤ 積雪時は、検査前にます付近の除雪を行っておくこと。

#### 4. 検査一般

排水設備の検査は、下水道法第13条（排水設備等の検査）及び条例等の規定により、排水設備確認申請書、設計図書、工事写真等（以下「検査資料」という。）をもとに行う。

- ① 排水設備は下水道法施行令第8条に規定する「排水設備の設置及び構造の技術上の基準」、その他関係法令及び条例等に適合していること。
- ② 排水設備は、検査資料と一致しており、又使用材料、機械等は日本工業規格又はこれに準ずるものであること。

#### 5. 検査要領

検査は、検査資料と照合の上、主に以下の項目について行う。

- ① 汚水系統と雨水系統が完全に分離されていること。
- ② ますが、維持管理上支障のない箇所に適切な大きさと深さで設置されていること。
- ③ ますが、管径、勾配、方向の変化する箇所、管の合流点及び直線部においては管径の120倍以内で適切に設置されていること。
- ④ ますの据付け、管口の仕上げ、側塊の目地仕上げが適切であること。
- ⑤ ますの底部には、適正にインバートが設けられ、密閉できる蓋が用いられていること。
- ⑥ 必要に応じて、掃除口、トラップます等が適切に設けられていること。
- ⑦ 排水管の延長が、検査資料と一致し、土かぶりが規定どおりに確保されていること。
- ⑧ 排水管は所定の勾配がとられており、中だるみ、蛇行、漏水がないこと。
- ⑨ 阻集器を設置している場合は、適切な位置に設置され、必要容量を確保していること。
- ⑩ 検査担当者が、確認を必要と判断したもの。

#### 6. 工事の是正

検査において、是正が必要と判断された場合は、施工業者は、速やかに是正を行い検査資料を提出すること。

## 第6章 下水道関係法規の解説

排水設備工事責任技術者が設計、監督を担当する排水設備は私有物とは言え多分に公共性を有し、所有者や施行者の利便にとどまらない。従って、その設備及び管理については行政的及び技術的な規制を法により受けることになる。

このため、排水設備工事責任技術者が技術的に水準の高い適正な排水設備を施工するためには、下水道法（以下「法」という。）、野々市市公共下水道条例（以下「条例」という。）及び野々市市公共下水道条例施行規程（以下「規程」という。）等の関係法規を十分に熟知することが必要である。

### 1. 下水道関係用語

#### (1) 下水

生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。「法第2条第1項第1号」

#### (2) 下水道

下水を排除するために設けられる排水管、排水渠、その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（し尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。「法第2条第1項第2号」

#### (3) 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。「法第2条第1項第3号」

#### (4) 流域下水道

もっぱら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水道を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものをいう。「法第2条第1項第4号」

## (5) 終末処理場

下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。「法第2条第1項第6号」

## (6) 排水区域

公共下水道により下水を排除することができる地域で、法第9条第1項の規定により公示された区域をいう。「法第2条第1項第7号」

## (7) 処理区域

排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された区域をいう。「法第2条第1項第8号」

## 2. 排水設備

### (1) 排水設備

排水設備とは、公共下水道の処理区域内でその区域の建物、土地等の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠、その他の排水施設をいう。

その設置にあたっては、計画の確認を受け法規による技術的基準以上の構造のものであることが必要である。「法第10条第3項」

### (2) 排水設備の設置の義務

公共下水道が設置され公共下水道を利用すべき一定の区域が公示されると、その区域内にある土地、建物の所有者又は使用者は、必ず排水設備を設け、公共下水道を利用しなければならない。「法第10条第1項」

これは、公共下水道がいかに完全に整備されても各家庭及び事業場等の下水がその公共下水道に流入されなければ、生活環境の改善は、全く不可能なことであり、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与しようとする下水道法の目的を達成できず、また莫大な建設費を要した下水道事業を無意味にしてしまうからである。

### (3) 排水に関する受忍義務

下水道法は、他人の土地、又は排水設備を使用しなければ排水設備を設けることができない者に対しても設置することができるよう当該土地所有者又は排水設備所有者に受忍義務を課している。「法第11条第1項」

#### (4) 排水設備の範囲

排水設備の範囲は、公共ますの接続部分から私有地内に設ける排水設備の総称をいい、汚水排除施設と雨水排除施設がある。

### 3. 除害施設

除害施設とは、著しく公共下水道の施設の機能を妨げたり、施設を損傷するおそれのある下水、及び基準を上回る有害物質を含む等、処理を困難にするおそれのある水質の下水等を継続して排除し、公共下水道を使用する者が、その障害を除去するために設けなければならない必要な施設である。「法第12条第1項、法第12条の11」

### 4. 水洗便所

水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。）の普及は、公共下水道建設の重要な目的の一つであり、下水道法においても、処理区域が公示されるとその区域内では下水の処理を開始すべき日から3年以内に水洗化するように義務づけられている。従って、その取り扱いについては、関係法規においても、水洗便所の設置を指導している。「法第11条の3、法第48条、建築基準法第31条第1項」

### 5. 供用開始の公示

公共下水道が建設され、市民が利用でき得るようになったときは、市長は公示することになっており、その公示を下水道供用開始の公示といい、内容は次のとおりである。「法第9条」

- (ア) 供用の開始年月日
- (イ) 下水を排除すべき区域
- (ウ) 供用を開始しようとする排水設備の位置
- (エ) 合流式又は分流式

下水道供用開始について、特に重要なことは、普通一般の公示による供用開始と異なり、単に下水道利用可能を知らせるばかりでなく、この公示によって下水道法第10条第1項の規定に排水設備設置義務を課す範囲を定め、その義務を課すという法による強制の手掛かりとなるものである。「建築基準法第31条第1項」

## 6. 排水設備等計画確認の手続き

### (1) 排水設備等の新設（増設・改築）の手続き

排水設備等の新設等を行おうとする者は、管理者の確認を受けなければならない。

「条例第5条、規程第3条」

### (2) 排水設備等の工事完了届及び検査の手続き

排水設備等の新設を行った者は、管理者に届け出て、その工事の検査を受けなければならない。「条例第7条、規程第5条」

### (3) 公共下水道の使用を開始（休止・廃止・再開）及び使用者の変更の手続き

使用者が公共下水道の使用を開始、休止、若しくは廃止又は休止しているものを再開する場合は、管理者に届け出なければならない。「条例第13条、規程第6条」

## 7. 排水設備等の工事の実施

排水設備等の新設等の設計及び工事は、排水設備等の工事に関し技能を有する者が専属する業者として市長が指定したもの（指定工事店）でなければ行ってはならないと定められており、誰もが自由に工事を実施することはできない。「条例第6条第1項」

## 8. 下水道使用料

公共下水道管理者は条例で定めることにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができるむね規定している。「法第20条第1項、条例第14条、第15条、第22条」

## 9. 罰則

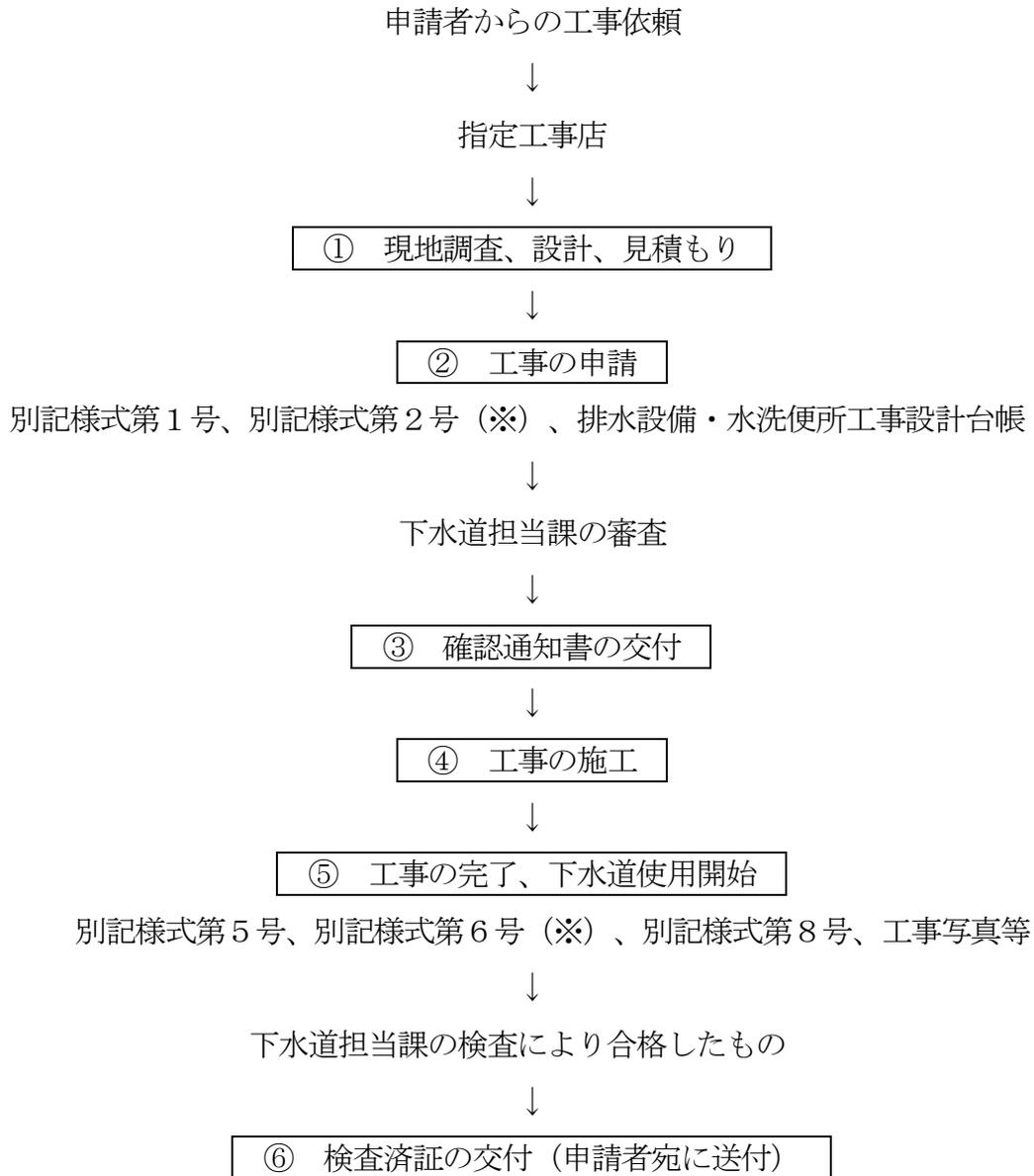
法規において必要な事項や義務を規定しても、これが遵守されなければ意味がない。法規の規定は、まず、規定の内容を実行するよう国民の遵法精神に期待をしている。

次に一定の義務不履行に対して、一定の制裁を科すということをあらかじめ法令で定めておいて、義務の不履行を予防すると共に、現実に義務の不履行が行われたときは、これを罰する。各種法令には義務の規定だけのものもあるが、多くの法には、罰則が付いているのも周知のとおりである。

法には、その第5章に罰則の規定が設けられている。また、条例にも第25条から第26条に罰則の規定があり、排水設備工事責任技術者は十分知っておく必要がある。

## その他

### 1. 排水設備工事フローチャート



※：除害施設設置の場合

#### (注意事項)

1. 別記様式は、野々市市公共下水道条例施行規程に定める様式をいう。
2. 排水設備・水洗便所工事設計台帳の用紙は、所定の用紙を使用すること。
3. 使用水量日最大50m<sup>3</sup>以上の事業場又は特定事業場に該当する場合は、別途手続きが必要となるので注意すること（第3章参照）。

## 2. 水洗便所等の改造資金融資斡旋及び利子補給制度

公共下水道を利用する方々のために、水洗便所への改造や宅内排水設備工事に必要な費用について、50万円を限度として指定金融機関で融資の斡旋を行います。

◎償還方法は、元金均等（1万円以上）で3年以内に償還し、利子は市で後日補給します。

※この制度は、直接市が皆様に改造資金を貸付けるのではなく、借入によって支払った利子を後日補填するもので、実際に融資を実行するのは金融機関になります。

### 融資斡旋対象者

1. 処理区内の建築物の所有者またはその所有者の同意を得た使用者で、し尿及び生活排水を公共下水道に排水するため便所等を改造しようとする者
2. 市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していない者
3. 自己資金のみでは改造資金を一時的に負担することが困難な者

### 融資斡旋金融機関一覧表（平成28年4月現在）

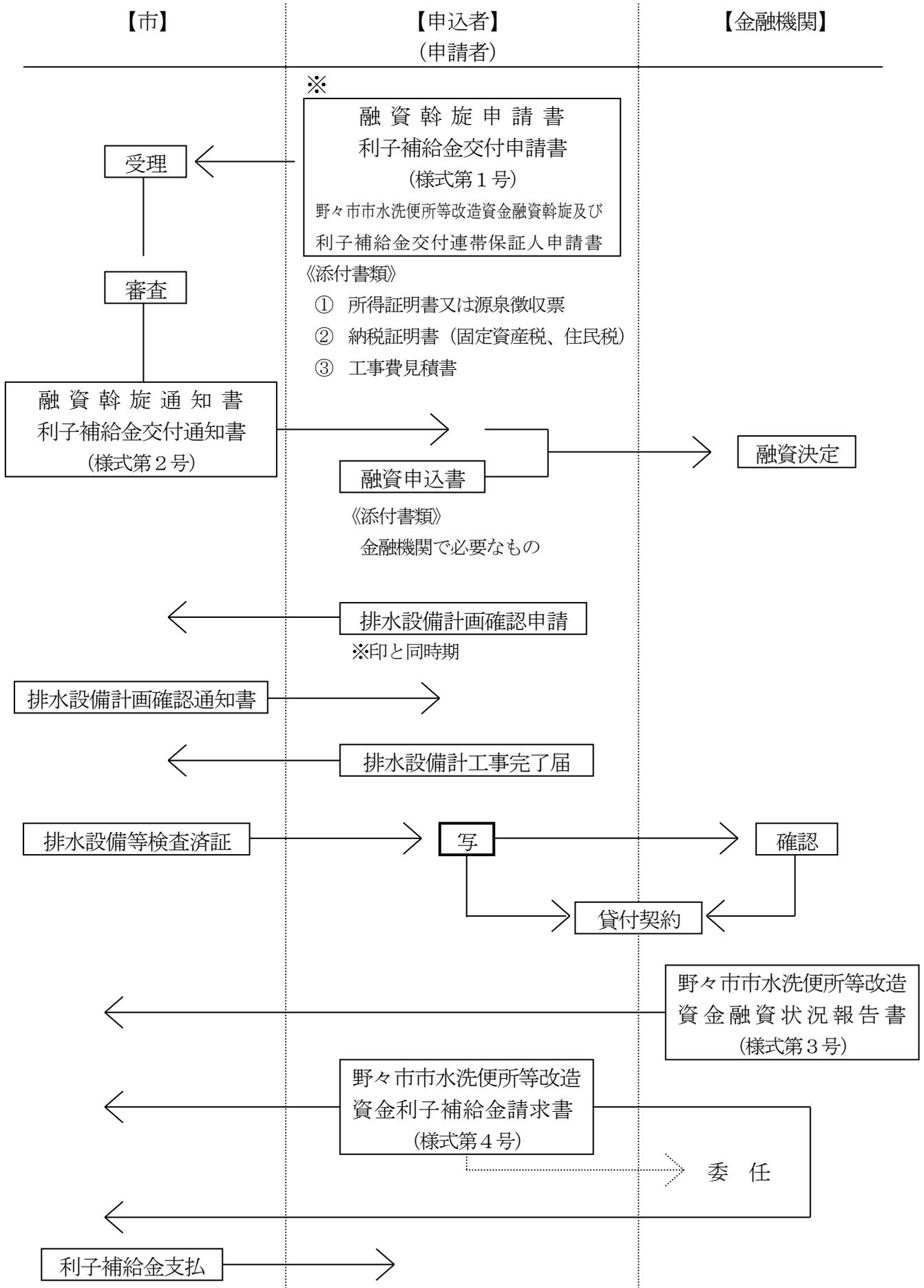
#### 市内外の本支店で受付

(株) 北國銀行	金沢信用金庫	北陸信用金庫	鶴来信用金庫
のと共栄信用金庫	興能信用金庫	北陸労働金庫	野々市農業協同組合

#### 野々市支店のみで受付

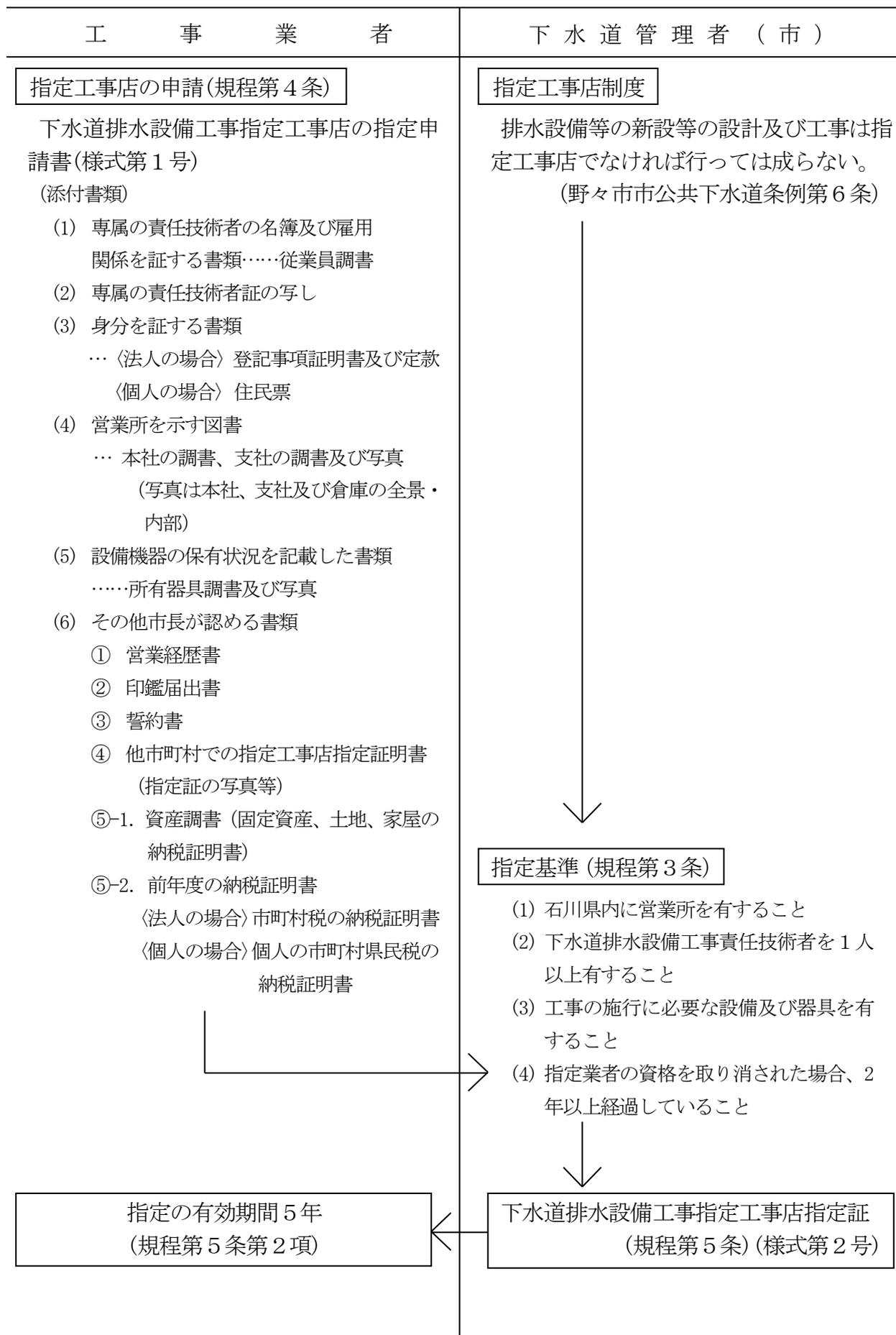
(株) 北陸銀行	(株) 福井銀行
----------	----------

### 3. 融資斡旋・利子補給金支払までの手続きフローチャート



#### 4. 排水設備工事指定工事店の指定に関する手続きフローチャート

※規程：野々市市下水道排水設備工事指定工事店の指定等に関する規程



工 事 業 者	下 水 道 管 理 者 ( 市 )
<div data-bbox="204 250 762 300" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指定工事店の遵守事項(規程第7条)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事に関する関係法規等の遵守</li> <li>(2) 正当な理由なくして工事申込みを拒否しないこと</li> <li>(3) 排水設備工事完成後1年間の保証</li> <li>(4) 責任技術者による工事の設計及び監督</li> <li>(5) 他業者への名義貸与の禁止</li> <li>(6) 排水設備工事に関する諸手続きの代行</li> <li>(7) 非常災害時の市の排水設備復旧工事への従事</li> </ul>	
<div data-bbox="204 913 571 963" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">継続指定(規程第6条)</div> <p style="margin-left: 40px;">継続申請(様式第1号)</p>	<div data-bbox="858 913 1437 963" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指定の取り消し・一時停止(規程第9条)</div>
<div data-bbox="204 1093 624 1142" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">異動等の届出(規程第8条)</div>	

## 5. 排水設備工事指定工事店の指定内容の変更に必要な書類

書類名	変更の内容と必要書類			
	商号又は 法人名	代表者名	所在地	責任技術者
届出書	○	○	○	○
責任技術者証写し				○
従業員調書				○
身分証明書 (法人にあつては登記事項証明書及び定款、個人 にあつては発行3ヶ月以内の住民票)	○	○	○	
店舗（本社）の調書			○	
店舗（本社以外）の調書			○	
誓約書	○	○	○	
下水道排水設備工事指定店指定証 (新しい指定証と引換)	○	○	○	